

コートジボワール国

「セキュリティセクター支援に係る
基礎情報収集・確認調査」
報告書

平成 25 年 3 月
(2013年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産 公
J R
13-104

コートジボワール国

「セキュリティセクター支援に係る
基礎情報収集・確認調査」
報告書

平成 25 年 3 月
(2013年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

目 次

目次
地図
写真
略語表

第1章 セキュリティセクター支援に係る情報収集・確認調査団の概要	1
1-1 調査団派遣の背景	1
1-2 調査団派遣の目的	1
1-3 調査団構成	1
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	2
第2章 一般概況	3
2-1 コートジボワールの政治・経済・社会	3
2-1-1 政治	3
2-1-2 経済	4
2-1-3 社会	4
2-2 紛争処理	5
2-2-1 DDR	5
2-2-2 真実・和解・対話委員会	5
2-2-3 国際刑事裁判所	6
2-3 治安状況	6
2-3-1 アビジャン	6
2-3-2 西部	6
2-3-3 東部	7
2-3-4 北部	7
第3章 国家開発計画・国家政策	8
3-1 国家開発計画（PND）	8
3-1-1 ガバナンス	8
3-1-2 国防・セキュリティ	9
3-1-3 司法・人権・公的自由	10
3-1-4 平和と社会統合	11
3-2 国家社会統合プログラム（PNCS）	11
3-3 セキュリティセクター国家政策	13
3-3-1 セキュリティセクター改革国家戦略	13

3-3-2	内務省政策文書（国家警察）	14
3-4	司法セクター国家政策	15
3-4-1	司法セクター政策文書	15
3-4-2	司法セクター行動計画	16
第4章	セキュリティセクター	17
4-1	警察分野の概要	17
4-1-1	国家警察と憲兵隊	17
4-1-2	国家警察の組織概要	17
4-2	主要ドナーの協力概要	20
4-3	ドナー会合	21
第5章	司法セクター	22
5-1	司法分野の概要	22
5-1-1	司法機構	22
5-1-2	司法に関するその他の機構・組織	25
5-1-3	司法関係者	27
5-2	司法アクセス	29
5-2-1	概要	29
5-3	法令	31
5-3-1	法体系	31
5-3-2	法情報へのアクセス	31
5-3-3	立法計画	31
5-4	主要ドナーの協力概要	31
5-5	ドナー会合	34
参考文献		35
付属資料1	調査団スケジュール	39
付属資料2	主要面談者リスト	41
付属資料3	コートジボワール政府及び関係ドナー向け調査報告資料	45
付属資料4	主要面談録	47

地 図



出典 : http://www.e-food.jp/map/img/countrymap/detail_cotedivoire.gif

(2013年3月1日アクセス)

現地調査写真



司法研修所における協議



アビジャン地方裁判所・高等裁判所外観



高等裁判所の法廷内



判事の執務室。机の上に積み上げられているのは訴訟ファイル



司法省との協議



警察、国連、ドナー向け調査結果報告会

略 語 表

ADDR	Autorité pour le Désarmement, la Démobilisation et la Réintégration	武装解除・動員解除・社会統合当局
C2D	Contrat d'endettement et de développement	債務免除・開発契約
CDVR	Commission Dialogue, Verité et Reconciliation	真実・和解・対話委員会
CEI	Commission Electorale Indépendante	独立選挙委員会
CelEx	Cellule d'Exécution du Plan d'Action	司法省行動計画実施ユニット
CNO	Centre, Nord et Ouest	中部・北部・西部地域
CNS	Conseil National de la Sécurité	国家セキュリティ評議会
ComNat ALPC	Commission Nationale de Lutte Contre la Prolifération et la Circulation Illicite des Armes Légères et de Petit Calibre	国家小火器拡散・武器違法取引対策回収委員会
ENG	Ecole Nationale de Gendarmerie	国立憲兵隊養成学校
ENP	Ecole Nationale de Police	国立警察学校
FN	Force Nouvelle	新勢力
FRCI	Forces Républicaines de Côte d'Ivoire	共和国軍
ICC	International Criminal Court	国際刑事裁判所
INFJ	Institut National de Formation Judiciaire	国立司法研修所
MACA	Maison d'Arrête et de Correction d'Abidjan	アビジャン拘留・矯正所
MJP	Mouvement pour la Justice et la Paix	正義平和運動
MPCI	Mouvement Patriotique de Côte d'Ivoire	コートジボワール愛国運動
MPIGO	Mouvement Populaire ivoirien du Grand Ouest	全西部イボワール人民運動
IGSJP	Inspection Générale des Services Judiciaires et Pénitentiaires	司法・刑務所総監督機関
ONUCI	Opération des Nations Unies en Côte d'Ivoire	国連コートジボワールミッション
OTI	Office of Transition Initiatives	移行イニテシアティブ室
PDCI	Parti Démocratique de la Côte d'Ivoire	コートジボワール民主党
PND	Plan National de Développement	国家開発計画
PNCS	Programme National de Cohesion Social	国家社会統合プログラム
RDR	Rassemblement des Républicains de Côte d'Ivoire	共和連合
UNPOL	United Nations Police	国連警察

第1章 セキュリティセクター支援に係る情報収集・確認調査団の概要

1-1 調査団派遣の背景

コートジボワール国（以下、「コ」国）は、独立以降、安定的な政権運営のもと、カカオ、コーヒー、天然ゴムなどの輸出や西アフリカにおける運輸交通・貿易により、高い経済発展を遂げ、西アフリカ地域、ことに西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）における経済の中心国となった。しかしその後、80年代の経済ガバナンスの失敗による停滞、カリスマ的な指導者であったH.ボワニ大統領の逝去ののち、徐々に政治が不安定化。2000年代には内戦、南北分断を経験した。その後和平合意を経て、2010年に大統領選挙が実施されたが、その結果をめぐって再び内戦化。2011年に事態は軍事的に収束し、ワタラ政権が発足。同12月の国民議会選挙ののち、2012年3月には新内閣が組織され、本格的な復興開発が開始されている。

「コ」国においては、約10年にわたる南北の分断と、主要勢力間の衝突、拮抗が継続してきた。またこの中で、イボワール人のアイデンティティ・定義を巡る問題（Ivoirite）が、国民を分断し、選挙の実施、正統性を阻んできた。右状況において、ワタラ政権の最大の課題は、新政権を担う主要勢力間の権力の分配、旧政権を含めた「国民和解」、軍を中心とした治安セクター改革（SSR）である。

2012年に公表された「国家開発計画（2012-2015）」（Plan National de Développement: PND）では、「国民融和とグッドガバナンスが保障された安全な社会の実現」が5つの戦略目標の一つに位置付けられ、平和と国民和解、治安回復、司法改革、人権の保障、行政ガバナンスの強化等が優先課題とされている。特に治安セクターに関しては、旧3勢力にわたる軍統合と統一指揮系統の確立、警察組織の強化、司法機能の回復と不処罰への対応が重要課題である他、西部地域におけるリベリア側からの武装集団の侵入による強盗・略奪、土地問題を起因とする異なる社会グループ間の争い、武器の地下流通、正規・不正規の兵士による不法検問等の問題が指摘されている。これらの問題を解決するためには、国軍の統合、除隊させるべき兵士の武装解除・社会復帰（DDR）、警察・憲兵隊（Gendarmerie）の能力強化、信頼できる司法システムの構築等、治安セクター改革（SSR）が急務とされている。

1-2 調査団派遣の目的

このような状況の中、治安セクター全体の現状把握、特に警察分野及び司法分野の情報を収集し、また国連コートジボワールミッション（ONUCI）、ドナー、先方政府との協議を通じて、当該分野における協力の可能性と方向性を検討することを目的に、本調査団が派遣された。

1-3 調査団構成

- | | | |
|----------|--------|-------------------------|
| (1) 総括 | 佐藤 直史 | JICA 国際協力専門員 |
| (2) 援助政策 | 根岸 精一 | JICA アフリカ部アフリカ第4課主任調査役 |
| (3) 警察分野 | 宮本 みちこ | JICA コンゴ民事務所企画調査員 |
| (4) 調査企画 | 金田 雅之 | JICA 産業開発・公共政策部法・司法課調査役 |
| (5) 調査分析 | 下村 則夫 | 福永設計コンサルタント |

1-4 調査日程（実績）

官団員：11月28日（土）～12月6日（木）（※根岸団員のみ12月3日（月）から合流）、

下村コンサルタント：11月10日（土）～12月6日（木）

※詳細日程については付属資料1参照。

1-5 主要面談者

付属資料2のとおり。

第2章 一般概況

2-1 コートジボワールの政治・経済・社会

2-1-1 政治

「コ」国は1960年にフランスから独立し、コートジボワール民主党（PDCI）の一党制と初代大統領ウフェ・ボワニ大統領のもと、南部の熱帯森林地帯で生産されるコーヒー・カカオの生産量拡大により、1960～1970年代に象牙の奇跡と名付けられる高い経済成長率を記録した[1]。また、政治的にも安定しており、西部フランス語圏アフリカ諸国のリーダー的存在であった。しかし、1970年末より、カカオの国際価格の急落により対外債務が増大し、1980年代にはIMF・世銀の構造調整政策を受け入れ、緊縮財政を実施するに至り、独立以来の安定した政権運営に陰りが見え始めた[2]。

1993年にボワニが逝去すると、憲法上の規定により大統領に就任した国民議会議長のアンリ・コナン・ベディエとアラサン・ワタラ首相¹との間で大統領の座を巡る権力闘争が勃発する。1995年の大統領選挙で苦戦が予想されていたベディエは、以前よりブルキナファソ系と言われていたワタラの立候補を排除するため、イボワリテ（生まれながらのイボワール人²）条項を規定し、法改正によりワタラの大統領被選挙資格を剥奪した。その後、政治的対立の道具であったイボワリテは、ワタラの支持基盤である北部出身者に対する組織的な民族差別³、また、北部出身者や外国人に対する暴力事件が蔓延する状況にまで発展した [3]。

1999年に待遇に不満を持つ軍がクーデターを起こし、ベディエは政権の座を奪われ、ゲイ将軍による軍事政権が樹立するが、2000年に実施された選挙により、ローラン・バグボが大統領に就任する。しかし、2002年に国外に逃亡していた軍人を中心として組織された反乱軍が武装蜂起し、反乱軍が支配する北部と政府側が支配する南部に分断される内戦状況に陥った。

2003年に最初の和平合意であるマルクーシ合意⁴が反乱軍⁵と国民議会に議席を有する7つの政党により締結されるが、和平プロセスの実質的な進展は見られなかった。その後いくつかの和平プロセスを経て2007年に、ブルキナファソのコンパオレ大統領の仲介でバグボ大統領、反乱軍、ワタラ（共和連合（RDR）党首）、ベディエ（PDCI党首）間で新たにワガドゥグ合意⁶が締結され、南北分断の状況が徐々に解消され、大統領選挙の実施が決まるなど、和平に向けた動きは大きく前進した。しかし、大統領選挙は有権者登録手続きの遅れなどにより、日程が度々延期された[2]。

2010年10月31日に大統領選挙の第1回投票が行われ、現職のバグボが1位、ワタラが2位、ベディエが3位という結果であったが、誰も過半数を獲得できなかったため、バグボとワタラ間で決選投票が行われることとなった。決選投票は11月28日に実施され、ワタラが54%、バグボが45%の票を獲得し[5]、独立選挙委員会（CEI）はワタラの勝利を発表した。国際社会も

¹ 現在の大統領。ウフェ政権末期の1990～1993年に首相を務め、自らの民族であるマリンケを中心に北部で強い支持基盤を有していた[3]。

² 本人が生まれながらのイボワール人（植民地時代に遡って現在のコートジボワールにあたる領土内で出生したもの）であることと同時に、両親とも生まれながらのイボワール人であること[3]。

³ 1990年代後半には、路上検問により、北部出身者とおぼしき名前を持つ人々の国民証を一時的に破り捨てる事件が多発した。当時大量の偽造国民証が出回っていたことが背景にある[3]。

⁴ 内戦終結のために必要とされた政治プログラムを履行し、2005年10月までに総選挙を実施することが定められた。また、イボワリテ条項を「両親のいずれかが生まれながらのイボワール人であること」とする改正が合意された。これはワタラの大統領選挙への出馬が可能になることを意味した[3]。

⁵ コートジボワール愛国戦線(MPCI)と後に西部で武装蜂起する全西部イボワール人民運動(MPIGO)、正義平和運動(MJP)の反乱軍三派は、マルクーシ合意プロセス期に新勢力(FN)という統一体としての活動を開始した[2]。

⁶ ワガドゥグ合意で強調された課題は大きく分けて4つ。①国土再統一、②行政要員の再配置、③DDR、④選挙の実施[2]。

CEI による結果を支持したが、バグボは一部の選挙区で不正があったと主張し、憲法裁判所はバグボの主張を受け入れバグボの勝利を宣言し、2人の大統領が併存する異常事態となった[6]。

バグボ退陣を促す調停作業がアフリカ連合を中心に行われたが、バグボは拒絶し、バグボの退陣を求める市民の抗議活動に対し武力弾圧が行われるようになった。調停作業も暗礁に乗り上げ、ワタラ側は反乱軍を中核とする共和国軍（FRCI）⁷を組織し、2011年3月28日、全国的な攻撃を開始した。2011年3月30日に国連安保理の決議により国連コートジボワール活動（ONUCI）⁸に対し軍事的介入の権限が付与され、フランスのユニコーン部隊⁹とともにバグボ派の拠点に空爆が行われると、バグボは窮地に追い込まれることになる。一連の軍事衝突は、4月11日バグボの逮捕によって終結し、5月21日ワタラ大統領の就任式が行われた[6]。この大統領選挙後危機により、コートジボワール全体で約3,000人が死亡した。

2-1-2 経済

「コ」国経済は1970年代後半まで目覚ましい発展を遂げたが、主要一次産品であるココアの国際価格の低迷により衰退した。その後、1994年のセーファーフラン（FCFA）の切り下げによる価格競争力の改善などにより、1998年まで平均約6%の経済成長率を記録したが、軍事クーデター、内戦による政情不安により再び経済は停滞し、ドナーからの支援も凍結された。特に反乱軍が占拠したブアケ以北のCNOと呼ばれる中部・北部・西部地域は深刻な打撃を受け、内陸国マリ・ブルキナファソとの交易も閉ざされ、内戦の影響は周辺国にも飛び火した[8]。一方、内戦中、南部のココア生産地帯が政府側の支配下にとどまり、また、沖合油田での原油・天然ガス生産が積極的な海外投資を受け本格的に再開されたことなどにより、マクロ的にみれば「コ」国の内戦による経済的打撃は、他のサブサハラアフリカの紛争経験国と比較すると相対的に小さかった[2]。

2010年の大統領選挙後の政治的混乱では、主要産品カカオが3か月半輸出禁止となる制裁を受けるなど、「コ」国は経済的打撃を受け、2011年の経済成長率は-4.7%まで落ち込んだ。しかし、2012年には重債務貧困イニシアティブの完了時点に到達し、今後債務免除が認められる見通しとなり、ドナーからの支援も再開され、また、政情の安定と治安の改善による投資の増加などから、2012年の経済成長率は8.6%の見込みとなっている [9]。

2-1-3 社会

「コ」国では、社会的に広く共有された地域区分として、アビジャンが位置する国土南東部が「東」、主要換金作物生産適地でありながら植民地開発が遅れた南西部が「西」、半乾燥サバンナ帯のため主力の換金作物を生産できない北部が「北」というように、3つ地域に分けられている[3]。

1998年に実施された国勢調査によると、コートジボワール人の34%がキリスト教、27%がイスラム教、15%が伝統的宗教を信仰しているとされているが、無登録の外国人の大半はムスリムであると言われており、実際はイスラム教徒が占める割合が最も多いと見なされている。ま

⁷ ワタラ政権正式発足後にコートジボワール国軍となった[6]。

⁸ ONUCIは、2004年に国連安全保障理事会決議第1528号に基づき設立された。

⁹ 2002年の内戦後に在留フランス人の保護を目的に展開されたフランスの軍。その後、2003年に派兵されたECOWAS軍、2004年に設置されたONUCIの活動を支援するようになる。現在はコートジボワール軍改革の支援及び在留フランス人の保護を目的として450人が駐留している[7]。

た、「コ」国には5つの言語グループ（アカン、クル、北マンデ、南マンデ、ボルダ）から構成される約60の民族が存在する[8]。

初代大統領のボアニが、1960年代よりコーヒー・ココアの生産量拡大のため、積極的に周辺国からの移民を受け入れる政策を取ったので、特に南西部の農村部に大量の移民労働者が流入した。前述の国勢調査によると、全人口の約25%を外国人が占めており、その内の約6割をブルキナファソ人、約2割をマリ人が占めている[8]。

2002年に発生した内戦により反政府勢力が約10年間実効支配をしていたCNO地域は、行政・司法機能が著しく低下し、住民に対する公共サービスの提供が停滞した。また、内戦により基礎的なインフラも破壊され、貧困率も上昇するなど、同地域住民に深刻な影響を及ぼした[10]。

2-2 紛争処理

2-2-1 DDR

DDR（武装解除・動員解除・社会統合）は、2007年のワガドゥグ合意の主要課題の一つであり、同合意の枠組みで反乱軍約35,000人の武装解除を実施予定であった。しかし、武装解除後の処遇や反乱軍の既得権益（徴税、密輸等）の解体につながることから反発が強く、2009年9月時点での武装解除数は約7,700人に留まった[2]。

大統領選挙後危機の収束以降、政府はONUCIの支援でDDRを実施していたが、2012年6月までの武装解除数は約1,640人ととどまるなど、DDRのプロセスは停滞していた[11]。しかし、2012年8月にADDRという国家主導のDDR実施機関が設置され、反乱軍、民兵、外国人傭兵等を含め約64,500人に対するDDRが行われることとなった。2012年10月より、アビジャン近郊のアニヤマで5,000人の元戦闘員を対象としたDDRのパイロットプロジェクトが始まり、5,000人の内、2,000人を看守、その他を森林保護官及び税関職員として再統合することが計画されている。2012年12月時点で、約1,200人（約60人の女性を含む）の武装・動員解除が終了し、その内約400人が刑務所での職に就き、約400人は職業訓練などを受けている。また、今後はDDR実施サイトを各地方にも設置することになっており[12]、2013年～2014年までに6万人の社会統合を実施することが計画されている。なお、健康上の問題や識字能力、教育レベルなどにより公務員としての職を得られない元戦闘員には農牧業支援などが予定されている。

2-2-2 真実・和解・対話委員会

2011年7月13日、大統領令により「真実・和解・対話委員会」(CDVR)が設立された。同委員会は、国民和解、暴力・不処罰を排除した民主的な社会を推進し平和を定着させることを目的としており、委員長には、西アフリカ諸国中央銀行総裁や首相を務めたシャルル・コナン・バニが就任した。また、キリスト教、イスラム教、伝統的権威の有識者3人の副委員長の他、各地域の代表、移民、ディアスポラからなる7人からなる委員により構成されている[13]。

同委員会の設置期間は2年間であり、全国各地域に36の地域委員会を設置し、各委員会が公聴会を実施することになっている[14]。しかし、設置から1年以上が経過したが、資金不足などの理由により地域委員会の設立は予定通り進んでおらず、期待された成果を出すには至っていない¹⁰。

¹⁰ ドナーからの聞き取り調査。

2-2-3 国際刑事裁判所

国際刑事裁判所（ICC）は、大統領選挙後危機のなかでバグボ派が殺人、レイプ、誘拐、拷問を行った容疑により、2011年11月23日にバグボ前大統領に逮捕状を出した。バグボは現在ハーグに拘置されており、2013年2月より公判が始まった。また、ICCは2012年11月にシモーヌ・バグボ夫人に対しても、バグボと同様の容疑で逮捕状を出した。

大統領選挙後危機における重大な人権犯罪として旧反乱軍を中核とする FRCI が西部で犯した住民殺害事件がある。仮に ICC よりワタラ政権発足の立役者である FRCI 幹部に逮捕状が出ることになれば、軍内部でのワタラに対する不満が昂じることとも予想され、ワタラ政権が不安定化する懸念が指摘されている[6]。

2-3 治安状況

10年にわたる内戦により、多くの小火器¹¹が流通しており、また、治安維持にあたる軍・憲兵隊・警察の治安維持能力・規律は低下した。大統領選挙後危機では、約50万人が国内避難民となり、約20万人がリベリアやガーナなどに難民として逃れたが、現在では既に多くの難民・国内避難民が帰還している [16]¹²。大統領選挙後危機以降、治安状況は全般的に改善していたが、2012年より、ガーナ及びリベリア国境から、バグボ派によるワタラ政権の不安定化を目的などとした越境攻撃が散発的に発生している。

2-3-1 アビジャン

2011年4月～5月にかけて、少なくとも400人が殺害され、多数の国内避難民が発生した [6]。2012年8月にアクエド軍基地、2012年9月にアビジャン市内南部のポール・ブエの警察署・憲兵隊哨所などが襲撃され、2012年10月には、ヨブゴン地区のアジト火力発電所への襲撃が発生している。また、アビジャン近郊のダブでは、2012年8月に、FRCIのチェックポイント及び憲兵隊班が襲撃され、民間人を含む死傷者と120人の囚人が逃亡する事件が発生している[12]。

2-3-2 西部

西部の都市ギグロからリベリア国境にかけての地域は、内戦の過程で断続的に激しい戦闘が展開され、現在も住民に対する暴力事件が散発的に発生している。また、1980年代よりリベリア反政府軍が同地域を拠点としてリベリアに侵入していたことから、慢性的に不安定で治安が悪い地域である。

2012年6月にリベリア国境沿いでニジュール人のPKO兵士7人が殺害され、また、リベリア人傭兵とバグボ派民兵による襲撃で少なくとも14人が死亡し、2012年7月にはデュエクエの難民キャンプがFRCI分子とドゾ¹³などに襲撃され、6人が死亡した[12]。現在も散発的にリベリア側からの攻撃は続いており、2013年3月には、Zilebry、Petit Guigloで合計約20人が死傷した。これらの背景には内戦以前から存在する土地紛争、またはバグボ派による不安定化工作とも言われており、不明な点が多い。

¹¹ 国内に流通している小型武器の数は不明。なお、アビジャンでは小型武器一丁が3万～5万FCFA（約60～100ドル）、西部地域では自動拳銃一丁が1万FCFA（約20ドル）、AK-47が2万FCFA（約40ドル）程度で手に入ると言われている [15]。

¹² 2013年2月時点での難民数は約86,000人、国内避難民数は約45,000人（OCHA）[16]。

¹³ 北部の伝統的な狩人。旧反乱軍に参加し大統領選挙危機ではFRCIとともにバグボ派軍隊と戦った。2012年2月の時点で、南部に10,167人、北部に8,132人が存在している。危機以降、南部にも多数が存在するようになり、非合法で治安維持にあたるなど、問題となっている [14]。

2-3-3 東部

2012年8～9月に発生したアビジャン市内警察署、軍駐屯地襲撃事件は武装民兵によるガーナ側からの越境攻撃¹⁴とされている。また、今後のガーナからの難民の帰還をめぐり東部の治安の悪化が懸念されている。

2012年9月にノエにおいてガーナからの侵入した FRCI 分子による攻撃で襲撃者8人が死亡し、一時的にガーナ国境が閉鎖された。2012年11月～12月には、アボビル、アバウにおいて FRCI 部隊が襲撃され、FRCI 及び民間人の死傷者が出ている[12]。

2-3-4 北部

北部については、治安悪化についての報道は少ない。しかし、地方司令官（コムゾン）¹⁵が確立した権益、支配構造をどのように解体するかという政治的な課題がある。コムゾンの多くは大統領警護司令官などのポストを与えられるなどこの支配構造は弱まりつつあるが、今後の不安定要因として指摘されている。また、DDRにより動員解除された元兵士の社会統合がうまくいかなければ犯罪行為の増加をもたらしかねないことが懸念されている¹⁶[6]。

¹⁴ ガーナには大統領選挙後危機以降、バグボ派の主要メンバー数十名潜伏しているとみなされている。

¹⁵ 旧反乱軍支配地域は10の軍司令部ゾーンに分割され、各ゾーンはコムゾンという地方司令官の指揮下に置かれた[14]。

¹⁶ 2013年4月に、ブアケの元戦闘員が社会統合プログラムの遅延などの不満によりアビジャンに通じる幹線道路を一時的に封鎖する事件が発生した。

第3章 国家開発計画・国家政策

3-1 国家開発計画（PND）

2012年に策定された「コ」国の国家開発計画（PND 2012-2015）では、5つの目標が挙げられており、その第1の目標として「国民融和とグッドガバナンスが保障された安全な社会の実現」が掲げられている[18]。第1目標で指摘されているガバナンス、国防・セキュリティ、司法、平和と社会統合に関する課題とPNDの実施により期待される成果、インパクト、そして重点施策は以下のとおりである。

3-1-1 ガバナンス

3-1-1-1 地方・行政ガバナンス

<課題>

地域間格差は、社会経済インフラの不足・老朽化・劣化と不平等な配置、都市と地方間の格差及び不均衡な人口分布により生じている。また、地方分権化政策は、権限委譲プロセスが完了しておらず、地方の財源・機材・人材は不十分で、開発プロセスにおける若者、女性、メディアの参加が不十分であるなどの問題に直面している。

行政ガバナンスに関し、不透明な公務員の採用やニーズとリソースのギャップ、公共サービスのIT化の遅れ、また、フォローアップ・モニタリングなどの監督機能が不十分であるなどの問題点が指摘されている。さらに、民主的ガバナンスの課題として、過剰な自由裁量権に委ねられた国家の執行権、司法・セキュリティ関係者の汚職、民主主義の文化を受容するレベルに達していない政党、野党に関する法規の欠如、2000年に制定された曖昧な憲法¹⁷などが挙げられている。

期待される成果
地方・行政ガバナンスが保障される
インパクト
① 住民の地方開発プロセスへの参加が促進される
② 地方自治体・地方分権化された行政機構によるサービスデリバリーが改善される
③ 住民登録サービスへのアクセスが改善される
④ 地域間格差が是正される
⑤ 行政機関の透明性が強化される
⑥ 行政機関が近代化される
⑦ 政治・行政・軍当局が住民に信頼される
重点施策
① 地方分権化の権限委譲・配置に関するデクレを見直す
② 地方分権化・地域間協力を推進する
③ 住民登録サービスを強化する
④ 土地利用計画の技術的・財政的計画を策定し実施する

¹⁷ 大統領の被選挙権（イボワリテ条項）に関する法律（憲法第35条）の改正に関し、国民投票が実施された。投票率は56%で、86%の同意により、大統領は両親ともに生まれながらのイボワール人であるとするなどが決められた[19]。

- ⑤ 行政機構を改善し近代化する
- ⑥ 透明性とモラル意識を高め、反汚職対策を推進する
- ⑦ 社会経済インフラ、持続的な収入創出活動へのアクセスを支援する

3-1-1-2 経済ガバナンス

<課題>

経済関連部門開発の司法的・制度的枠組みが不適切で、国営企業のガバナンスは悪く、その監督機関は複数存在するが調整ができていない。また、構造的な問題として、投資が不十分で、高い累積債務があり、経済競争力は弱く、経済構造は多様化しておらず、公共財政管理・財政システムが機能していないなどの課題が指摘されている。

期待される成果
国家の富が創出される
インパクト
<ul style="list-style-type: none"> ① 経済ガバナンスが改善される ② 税金・税収以外の財源が増加する ③ 国営・公営企業のマネジメントが改善される ④ 予算管理が改善される ⑤ 公共投資が増加する ⑥ 公共財政が健全に運営される ⑦ 金融・財政管理のフォローアップが改善される ⑧ マイクロファイナンスセクターが再活性化される ⑨ ドナーの協力体制が改善される ⑩ 国際開発金融機関との協力が強化される ⑪ 海外投資が促進される
重点施策
<ul style="list-style-type: none"> ① マクロ経済予測を改善する ② 租税基礎を拡大する ③ 税金・関税の徴収システムを強化する ④ 脱税・租税回避対策の強化・キャンペーンを推進する ⑤ 公営機関のマネジメント、企業の公共財政管理への関与を強化する ⑥ 公共財政管理を改善する ⑦ 銀行による民間セクターへの融資を改善する ⑧ マイクロファイナンスセクターを健全化する

3-1-2 国防・セキュリティ

<課題>

治安状況は依然として深刻で政府の最大の課題であり、過去 10 年にわたる国内及び近隣諸国での紛争の影響により、小火器の流通が拡大した。

国防・セキュリティシステムは、戦略・活動のビジョンが不在、第一義的に保護対象となる未成年者などを守る軍の人材・機材・財源の不足、南部への治安部隊の偏在、継続研修の欠如、日常生活の障害となる疫病の増加と警察・憲兵隊・軍の医療・社会保障が不十分、恐喝、汚職、職権乱用といったモラルハザード、警察・憲兵隊、軍内部への政治の介入、機材・インフラの欠如（憲兵班、警察署、消防署、軍施設）などの構造的な問題に直面している。その他、サイバーテロ、海賊行為、資金洗浄、麻薬密売、テロリズムのような脅威にも直面している。

期待される成果
国土全体における治安・安全及び地域統合が保障される
インパクト
① 国土全体における住民の安全と財の保護が保障される
② 小火器が住民の手の入る範囲に流通しない
重点施策
① 軍・治安部隊が必要な装備をし、近代化する
② 全国の軍・治安部隊のインフラを改修する
③ 全国に憲兵隊哨所を建設する
④ 軍・治安部隊の技術的能力を強化する
⑤ 元戦闘員の動員解除・武装解除を行う
⑥ 小火器対策を強化する
⑦ 武器・弾薬の管理システムと保管庫のセキュリティを強化する
⑧ 国境における武器の監視と地域協力を強化する
⑨ 域内及びアフリカにおける平和の維持活動へ介入する

3-1-3 司法・人権・公的自由

<課題>

高額な司法コスト、司法サービスへの物理的距離、法律・権利・司法手続きに関する無知、機材の欠如、司法資料のデータベースの不整備などの問題が指摘されている。さらに、司法界の汚職と収賄は民間投資促進の障害となっており、市民と司法の間に不信感も生み出している。その他、憲法により規定されている高等裁判所が機能しておらず、破棄院¹⁸、国务院、会計監査院も機能していない。さらに司法官を管理する体制の欠如が三権分立の効果に懸念を生じさせている。

期待される成果
法の支配が保障され、人権侵害による被害者が減少する
インパクト
① 現存する司法インフラ・刑務所を機能させる
② 司法を独立させる
③ 司法へのアクセスが改善される

¹⁸ 控訴院の判決に対する例外的不服申立てである破棄申立てを管轄する。

④ 司法の質が改善される
⑤ 人権・公的 자유が保障・尊重される
重点施策
① 住民に対し人権・公的 자유に関する啓発活動を実施する
② 憲法院、破棄院、会計監査院、國務院、ヤムスクロに高等司法評議會を設置する
③ 刑務所を建設する
④ 行政・商事裁判所を設置する
⑤ 不処罰対策の枠組みを策定し機能させる
⑥ 刑罰・刑務所のシステムを改善する
⑦ 脆弱層への支援・対応に関し法の行為能力を強化する

3-1-4 平和と社会統合

<課題>

1980年の経済危機、1990年代の政治危機などの影響を受け、社会の均衡状況は悪化した。また、公然たる差別が社会経済状況と社会統合を衰退させた。さらに、経済成長に見合わない人口増加、土地の管理問題、不安定化工作も社会の不均衡に拍車かけている。

期待される成果
住民間の協調が保障される
インパクト
① 平和と社会統合が定着する
② 紛争による犠牲者がコミュニティに再統合され、劣化したコミュニティのインフラが改修される
重点施策
① 住民と治安部隊・軍の関係改善に貢献する計画を策定・実施する
② 住民（国内避難民を受け入れるコミュニティ、元戦闘員、国内避難民）に対し、寛容、赦し、国家統合に関する啓発活動を行う
③ 国外亡命中の戦闘員の帰還を支援する
④ 基礎的な社会・経済インフラを改修し機材を整備する
⑤ 早期警報・紛争予防メカニズムを設置する
⑥ 紛争の犠牲者・国内避難民を支援する
⑦ 紛争の犠牲者、元戦闘員の社会復帰・社会統合を支援する

3-2 国家社会統合プログラム（PNCS）

国家社会統合プログラム（PNCS 2012-201）は、PNDの一つのコンポーネントとして、計画・開発省を中心に策定された[20]。同プログラムでは、「コ」国の紛争要因を、政治家の権力争い、異文化間の土地紛争、牧畜民と農耕民の争い、伝統的権威のリーダーシップの欠如、宗教間対立、先住民と移民の争い、2010年の大統領選挙後危機に分け分析している。同プログラムのビジョン、目的、戦略、プログラムの体制は以下のとおりである。

ビジョン
社会統合及び和解を通じた平和の定着、治安の安定、国民の連帯
目的
<ul style="list-style-type: none"> ① 社会統合及び和解に関する政府とその他アクターの活動を調整する ② 社会統合及び和解に関連するアクターと各機関の能力を強化する ③ 特に土地に関連する紛争と多くの社会的緊張・暴力の削減に貢献する ④ 平和及び和解に最適な環境を形成し、共通利益となる活動を支援する
戦略
<ul style="list-style-type: none"> ① 各ステークホルダーの役割を明確にし、責任を持ち社会統合を推進するための司法制度の枠組みを強化する ② 平和の基盤となる技術・実施能力を強化し創出する ③ コミュニティの改修、脆弱層（若者、女性、子ども、元戦闘員、国内避難民）の社会・経済統合を目的とした活動を支援する ④ 各プログラムのインパクト・アウトプットの実現を保障するフォローアップ及び評価メカニズムを発展させる ⑤ プログラムの実施に必要なリソースを動員するための技術的・財政的パートナーシップを強化する
プログラム
<p>第1 コンポーネント：社会統合を推進する司法制度の枠組みを強化する アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題のある法文を特定・改定・公布する ・ 新しく適切な法文を提案・適用・公布する
<p>第2 コンポーネント：平和の定着に貢献する技術・運営能力を創造し強化する アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会統合に関する国家評議会の枠組みを設置し機能させる ・ 社会統合の価値を促進・伝播する ・ CDVR がその使命を効果的に実行する ・ 政府、オピニオンリーダー、伝統的・宗教的権威が紛争を予防、管理、解決する ・ メディアが平和の定着に果たす役割を自覚し、紛争を予防、管理、解決する ・ 市民が有効な司法支援を享受する
<p>第3 コンポーネント：コミュニティの再建と脆弱な人々の社会的経済的統合を支援する アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内避難民及び難民の避難場所における安全を保障する ・ 紛争・災害の影響を受けた人々を支援する ・ 脆弱な人々への支援を改善する ・ 未成年者保護に携わる人材を育成する ・ 雇用の創出・管理の枠組みを活性化し強化する

第4 コンポーネント：調整及びフォローアップ/評価

アウトプット

- ・ プログラムを効果的に調整する
- ・ プログラムのフォローアップ及び評価を実施する

3-3 セキュリティセクター国家政策

3-3-1 セキュリティセクター改革国家戦略

2012年4月に、セキュリティセクター改革(SSR)¹⁹の目標・戦略・行動計画の策定、必要予算の提案、実施監督を目的に、9つのSSRテーマ別グループ²⁰が設置された。2012年8月にSSRの実施に向け、ワタラ大統領を議長とする国家セキュリティ評議会（CNS）が大統領府に設置された。2012年12月にSSR国家戦略[22]が策定され、2012年12月には、SSRの評価・モニタリングを実施する機関として国家セキュリティ評議会事務局（Secrétariat du CNS）が首相府に設置された。SSR国家戦略で挙げられているSSRの定義、優先課題、目標は以下のとおりである。

SSR の定義
セキュリティに関連する全てのアクター・機関が、民主主義の定義及びグッドガバナンスの原則を尊重し、その役割、責任、活動を再定義するため政治家が必要な措置を講じる。また、治安部隊及び関連機関が、紛争のリスクを軽減し、市民の安全を保障して、持続的な経済・社会開発に良好な環境を形成する。
優先課題
① 政治：グッドガバナンスの回復及び市民社会（メディア、NGO）の能力を強化する ② 経済：人材、財源、物資を合理的に配分し、国家の富を適正に分配する ③ 社会：市民の安全を保障し、生命の危機・所有権の脅威から保護する ④ 制度：明確に定義された制度的枠組みにおいて、それぞれの制度を効果的に機能させる
戦略の柱
各戦略の柱について、緊急（6か月以内）、短期（1年以内）、中期（5年以内）、長期的（10年以内）に実現する目標が設置されている。 ① 国家安全保障（警察・憲兵隊・軍の能力及び制度強化、住民からの信頼回復等） ② 危機後の再建（DDRの実施、小火器回収、紛争犠牲者の支援等） ③ 法の支配と国際関係（法の独立、国防・治安に関連する司法制度改革、域内セキュリティ協力等） ④ 民主的監視（国民議会による政府の監視能力の強化、メディアの能力強化等） ⑤ 経済ガバナンス（通関業務の改善、通関業務の監視強化等） ⑥ 人的・社会的側面（社会統合プログラムの実施、社会保障制度の強化等）

¹⁹ OECD の SSR の定義は次の通り。①セキュリティセクターにおける効果的なガバナンス、監視、説明責任の確立、②セキュリティ及び司法サービスのデリバリーの改善、③改革プロセスにおける地域リーダーシップとオーナーシップの発展、④セキュリティと司法サービスデリバリーの持続可能性[21]。

²⁰ ①法・規定整備、②組織、③人材、④倫理・監督、⑤採用・研修、⑥雇用、⑦ロジスティック・予算、⑧国際協力・国家国民保護局（ONPC）、⑨地域警察・地方支局警備。テーマ別グループは ONUCI、EU、仏、米の支援のもと、政府のセキュリティ関係者を中心に構成されている。

全体の目標
<ul style="list-style-type: none"> ① 市民及び国家の安全を保障する ② 和解及び移行期正義²¹を通じた社会統合を再構築する ③ 報道の自由を保障し、民主的監視機能を定着させ、法治国家を確立する ④ 知性的・経済的・社会的な面において、調和の取れた人間開発環境を形成する
特定の目標
<ul style="list-style-type: none"> ① 民主主義の定義・グッドガバナンスの原則を尊重し、また、責任感を持ち能力を備えた治安部隊（軍、憲兵隊、警察）を形成する ② 治安部隊の役割を明確化する ③ 能力ベースによる軍・憲兵隊・警察の雇用・人事制度を確立し、適切な手当を支払う ④ 軍・国家機構においてジェンダー比率を考慮し保障する ⑤ 会計開示、情報へのアクセス、透明性、公的活動等の監視を担う組織（議会、伝統的・宗教代表者、メディア、市民社会等）を形成する ⑥ 市民により監視され、また国際的な人権規範を尊重し非軍事化された刑務所を設立する ⑦ 信頼され能力もあり、また、独立しアクセスが容易な司法セクターを構築する ⑧ 公共財政、特にセキュリティ関連予算の透明性を確保する ⑨ 市民の安全、ビジネス・開発に良好な地域の安定を保障する陸・海・空による管理体制を統合する ⑩ 軍・民間の諜報機関の職業倫理、プロ意識、公正な活動を保障する

3-3-2 内務省政策文書（国家警察）

2012年4月に内務省により、国家警察の現状、課題、今後の目標・方針が整理された内務省政策文書（Document de Politique Sectorielle du Ministère d'Etat, Ministère de l'Intérieur）[23]が作成された。同文書では、2002年の内戦以降、特にCNO地域の治安インフラが破壊され、同地域から人材が流出したこと、人材研修が十分に実施されず、治安人材の能力が低下したこと、大統領選挙後危機により治安インフラが破壊され、機材が略奪されたことなどにより、警察機能が大きく低下したことが挙げられている。同文書の目標は以下のとおり。

目標

- ① 警察の法的枠組みを強化する
- ② 警察の組織構造を改革する
- ③ 警察の人事マネジメントを改善する
- ④ 警察官の倫理と監督機能を強化する
- ⑤ 能力に基づいた雇用と質の高い継続研修を計画・実行する
- ⑥ 目的・計画に基づいた業務を遂行する
- ⑦ 必要機材・インフラを整備する
- ⑧ PKO活動への参加、他国の経験の共有等を行う

²¹ 裁判、真実和解対話委員会、恩赦等を指す。

3-4 司法セクター国家政策

3-4-1 司法セクター政策文書

2012年4月に司法省（現在の国璽尚書・法務・人権・市民的自由省）により、司法セクターの政策文書（Politique Sectorielle du Ministère de la Justice）[24]が策定された。同政策文書では、2002年に勃発した内戦により、CNO地域の裁判所及び刑務所は2007年のワガドゥグ合意後まで閉鎖されていたこと、また、2008年に裁判所は再開したものの、刑務所が閉鎖されていたため、刑事事件を取り扱うことができなかつたことが指摘されている。また、大統領選挙後危機において、17カ所の裁判所と22カ所の刑務所が略奪に遭い破壊されたこと、その後全ての裁判所は再開されたが、6カ所の刑務所の閉鎖と司法警官の不足により、引き続き刑事裁判が実施できない地域があることが挙げられている。さらに、このような状況が、不処罰と治安への不信感を強め、司法へのアクセスと質の改善に影響を及ぼしていることが指摘されている。

同政策文書の方針及び目標は以下のとおりである。

方針・目標
<p><u>方針1：大統領選挙後危機により破壊された司法制度及び刑務所を再建する</u></p> <p>目標1 全ての組織において司法サービスを再開する</p> <p>目標2 全地域の裁判所・刑務所に人材を再配置する</p>
<p><u>方針2：独立した公正な司法を促進する</u></p> <p>目標3 破棄院、国務院、会計検査院を設置する</p> <p>目標4 司法権の独立の原則と矛盾しない司法官の職の価値を高める</p> <p>目標5 書記官の職の価値を高める</p>
<p><u>方針3：司法への公正なアクセスを支援する</u></p> <p>目標6 司法への物理的なアクセスを改善する</p> <p>目標7 最も脆弱な人々への司法へのアクセスを改善する</p> <p>目標8 裁判で決定した事項のよりよい実施を保障する</p>
<p><u>方針4：脆弱層、特に未成年者及び女性に対する法的枠組みの改善と司法の質を保障する</u></p> <p>目的9 司法官及び書記官の能力を強化する</p> <p>目的10 弁護士及び執行官の職の実施環境を改善し、能力を強化する</p> <p>目的11 他の司法関連職の価値を高める</p> <p>目的12 司法省を再編成し、能力を強化する</p> <p>目的13 法律・一般の実務家に必要な法律資料を提供する</p> <p>目的14 司法省・裁判所にITシステムを導入する</p> <p>目的15 特別な訴訟の扱いを改善する</p> <p>目的16 刑事システムの機能を改善する</p> <p>目的17 刑務所システムの機能を改善する</p> <p>目的18 子どもと若者の法的保護に関し一貫性のある政策を推進する</p> <p>目的19 ジェンダーに関連する特別なニーズを考慮する</p>

方針 5 : 司法セクターのモラルを保障する

目的 20 司法システムを信頼できるものにする

目的 21 司法サービス活動の監督システムを改善する

3-4-2 司法セクター行動計画

2012年12月に2013～2015年の司法セクターの行動計画（Plan d'Action du Ministère de la Justice, des Droits de l'Homme et des Libertés Publiques 2013-2015）[25]が策定された。同計画では、司法省政策文書の5つの方針に沿って、6つのインパクト、12のサブインパクト、43のアウトプットが策定されており、また同計画に必要な予算、実施体制、フォローアップ・評価体制、計画実施の障害となるリスクとその対策がまとめられている。同計画の実施に必要な予算は約650億FCFA（約1億ユーロ）で、この費用は司法省の予算及びドナーからの協力により調達される予定となっている。

第4章 セキュリティセクター

4-1 警察分野の概要

4-1-1 国家警察と憲兵隊

「コ」国の警察分野の特徴として、旧宗主国であるフランスに倣い²²、国内治安維持機関²³として、以下の二つの異なる機構・指揮命令系統が併設されている点が挙げられる。

- 1) 内務省が管轄する国家警察(Police Nationale)
- 2) 国防省が管轄する憲兵隊(Gendarmerie)

両機構間の役割分担は必ずしも明確でない場合もあるが、基本的に以下の表①の通りとなっている。なお、両者を統合し、内務省の管轄下とする議論が SSR において継続中である。

【表①：国家警察と憲兵隊の比較】

	国家警察	憲兵隊 ²⁴
管轄省庁	内務省	国防省
主要任務	国内治安維持	国内治安維持・状況に応じ軍事各活動
展開地域	主に都市部	地方都市・農村部・国境*
武装率**	30%	20%

*国境は国軍と共同で警備にあたる。

**十分な装備を備えた要員の全体に占める割合[11]

4-1-2 国家警察の組織概要

4-1-2-1 組織

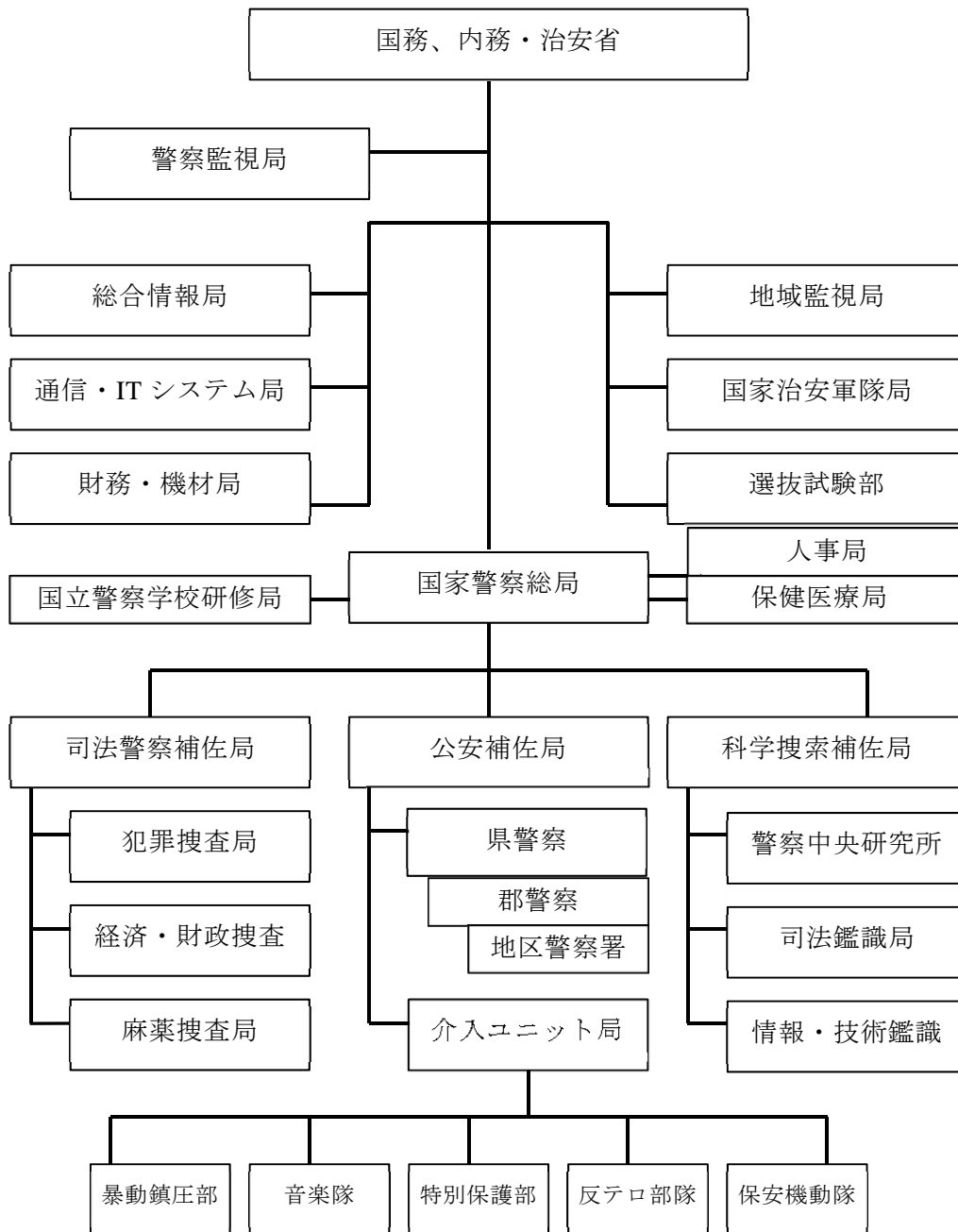
国家警察はフランスから独立した 1960 年に設立された。内務省直轄で、国家警察総局 (Direction Générale de la Police Nationale) の下、①司法警察補佐局、②公安補佐局、③科学捜査補佐局が置かれ、公安補佐局が地方に所在する各レベルの警察署を管轄する (詳細以下図①参照) [26]。

²² フランスでは、所管構造は同様なも、実質的な運営は一括して内務省が行う。

²³ 国外 (国防) については、国軍が担当。

²⁴ 役割が国内治安維持とされているにもかかわらず、防衛省の管轄下にある間は ODA を活用した支援は難しいことは、他ドナーからも表明があった。

【図①：国家警察組織図】



出所：Ministère de l'Intérieur, ONUCI (2011), Mission d'audit sur l'état et le fonctionnement de la police national ivoirienne p.38

4-1-2-2 要員・配置

516人（約3%）の警視（Commissaires）、1,856人（約10%）の警部（Officers）、15,665人（約87%）の警部補（Sous-Officers）の総勢18,007人で構成されている（2012年5月10日時点）[23]。1989年から採用者の1割を女性とすることが規定されており、現在の比率は11%である。公安補佐局の下、12ヶ所県警察（Préfectures de Police）、10ヶ所の郡警察（Districts de Police）、133ヶ所の地区警察署（Commissariats d'Arrondissement）が展開されている（図①参照）。県警察は、当該県内の全ての警察組織を管轄し、組織長は大統領令によって任命され、通常約500人の警官が配置されている。

4-1-2-3 待遇

一般的な警官の初任給は550ドル程度である。また、年金制度が充実しており、警官は公務員年金に加え、警察年金の受給権利があり、総額は退職時給与の約9割に上る場合もあり、年金のみでの生活が十分可能である²⁵。

4-1-2-4 人材育成（警察学校）

警察官の訓練は国立警察学校(ENP)が所掌する。首都郊外のココディに位置し、広大な敷地内に訓練棟、宿泊施設、野外訓練施設などが存在する。1967年竣工のため、既存の施設は築30年を超えているが、基礎的なインフラの状態はよい。受入可能数は400人程度であるが、現在は約2,000人が在籍しており、教室数・教官ともに不足している状況である。

同校では、新規採用者に対する基礎研修及び現職警官に対する継続研修が実施されてきたが、現在では予算上の制約により、基礎研修のみが実施されている。過去にはフランスから教官が派遣されていたこともあったが、現在は教官のほぼ全てがコートジボワール人である。学校に居住する専任講師が200人程度在籍した時代もあるが、現在は専任で教育に当たる人材はおらず、講義毎に学校に通っている。

4-1-2-4-1 基礎研修

警察官になるためには、国立警察学校で基礎課程を修了し、卒業試験に合格する必要がある。レベルの異なる3コースが実施されており、法律上は幹部コース24ヶ月、中堅コース18ヶ月、巡査レベル9ヶ月と定められている。しかし、現状では予算上の制約によりどのコースも6~9ヶ月しか実施できていない。また、必要な教材が不足しており、講義は計画的に実施されておらず、教官のスーパービジョンも実施されていない。なお、2000年の法改正までは、全コース2年の基礎課程が義務付けられていた。

4-1-2-4-2 継続研修

継続研修の計画はなく、予算も配置されていないため、現時点では実施されておらず、散発的にONUCI/UNPOL（国連警察）による教官研修が実施されているのみである。必要性の指摘は多く、同校校長も実施に向けて取り組んでいる（地方の異なるニーズを把握するためアンケートを実施中）が、目処は立っていない。

4-1-2-5 警察分野の現状と課題

4-1-2-5-1 市民との関係

警察分野における、特に選挙後危機の影響を受けた最大の課題は、市民の信頼回復である。コートジボワール警察は、元来、治安インフラ・機材が充実し、人材の質・規律も高く、市民からの信頼も厚かった。しかし、1978年の法改正により、警察が軍機能を持つようになり、また、採用に関する不正・汚職の蔓延などにより、徐々に市民からの信頼を失っていった。2001年の法改正により警察の軍機能は廃止されたが、2002年に勃発した内戦以降、警察に求められた役割は治安対策、すなわち市民による暴動等の鎮圧であったため、

²⁵ ドナーからの聞き取り調査による。

警察官に対する信頼は失墜していった[26]。また、警察学校の基礎研修過程期間の縮小が、警察官の基礎的能力の低下を助長し、市民からの信頼低下をもたらす要因の一つとなったことも指摘されている。

今後、SSRの一環として警察改革が進められていく見通しであるが、人々が節目と考える次期大統領選挙（2015年）までに、市民の目に見える形で改革が進められる必要があると考える。

4-1-2-5-2 継続研修の欠如

前述の通り、現在、現職警官に対する研修は殆ど実施されていない。縮小された基礎課程のみで現場に配置され、その後関連の知識（法律、人権、司法制度など）を更新及び習得する機会がなく、経験共有の場もないことは、警察官が職務を全うする障害となり、治安維持能力の低下に拍車をかける要因の一つとなっていると考えられる。

4-2 主要ドナーの協力概要

セキュリティセクターにおける主要ドナーの支援概要は以下のとおり。ONUCI及びEUが中心となり、主要な支援分野で協力を実施しているが、同セクターのドナーの協力は総じて少ない。

支援分野	ONUCI	EU	UNDP	仏	GIZ	米
政策・戦略策定支援	○	○		○		○
インフラ建設・改修		○				
機材供与		○		○	○	
人材育成	○	○	○	○	○	○
DDR	○					

<ONUCI>

セキュリティセクター全般はSSR部が統括しており、警察部門はUNPOL、また、DDRはDDR部が中心となり、以下の活動を実施している。

- 1) SSR 戦略策定支援
- 2) SSR 実施促進支援
- 3) 警察への機材供与
- 4) 国立警察学校での基礎研修、また、国立警察学校及び国立憲兵隊養成学校（ENG）での司法警察の研修実施
- 5) DDR の実施（元戦闘員のリスト作成支援、各地域でのDDR実施支部の設置支援）

<EU>

以下の活動を実施（予定）している。

- 1) SSR の策定支援
- 2) 国立警察学校の改修
- 3) UNDP に委託し、アビジャン市内警察署に機材を供与（車両、IT 機器、通信機器、事務用機器）
- 4) フランスリヨンの司法学院と協力し、国立警察学校の司法警察カリキュラムの改正、初期・継続研修の内容策定、研修トレーナー養成を通じた司法警官の能力強化

<UNDP>

以下の活動を実施している。

- 1) 国家小火器拡散・武器違法取引対策回収委員会 (ComNat ALPC)²⁶への機材供与 (車両、バイク、PC 等)、ComNat ALPC の活動実施支援、技術的支援
- 2) 西部地域 (マン、ギグロ、デュエクエ、ダロア) の警察署への機材供与 (無線機、PC 等)、西部地域のコミュニティレベルでの治安改善プロセスの支援 (治安問題の特定、行動計画の策定支援等)²⁷

<フランス>

フランス大使館が以下の活動を実施している。

- 1) SSR の策定支援
- 2) 国家警察への機材供与 (中古車、中古 PC 等)
- 3) アビジャン空港の麻薬対策・移民対策局への専門家の派遣
- 4) 警察官への継続研修 (サイバーテロ、要人エスコートなどの特定のトピックに絞った研修)
- 5) フランス本国の軍事系グランゼコールでの短期 (約 15 人/年)・長期の研修 (3 人/年)

<GIZ>

以下の活動を実施している。

- 1) 鑑識に必要な機材の供与
- 2) UNPOL と協力し、犯罪捜査・鑑識技術に関する警察官研修トレーナーの育成
- 3) 国家小火器拡散・武器違法取引対策改修委員会 (ComNat ALPC) の能力強化 (短期専門家の派遣、研修旅行等)

<アメリカ>

以下の活動を実施している。

- 1) SSR の策定支援
- 2) 国立警察学校を通じた司法警察の初期・継続研修を実施予定。

4-3 ドナー会合

国家治安評議会事務局が中心となり、SSR 政府関係者とドナーのコンサルテーション会合が 2013 年 1 月より毎月 1 回開催される予定となっているが、第 2 回目の会合は 2 か月後の 4 月初旬に開催され、第一四半期の活動報告が実施された。また、DDR/SSR の担当レベルの会合は毎週 1 回、ONUCI で開催されている。その他、2012 年末に DDR に特化した会合が設置され、2 ヶ月に 1 回開催される予定となっている。

²⁶ 2012 年 3 月に署名が交わされた日本の無償資金協力「小型武器拡散対策支援計画」により実施。

²⁷ JICA の「コートジボワール西部地域治安改善支援に関する基礎情報収集・確認調査」の枠組みで実施。

第5章 司法セクター

5-1 司法分野の概要

「コ」国の司法分野は、総じて旧宗主国であるフランスのシステムが採用されているが、複数の軍事衝突を経て、相当数の裁判所・刑務所が機能を停止し、これらの地域では司法サービスはストップした。また、内戦状態に陥った10数年前から、司法分野へのリソースの供給が困難な状況となり、市民の司法へのアクセスが阻害され続けたほか、法学教育及び実務者教育が十分に行われない状態が継続し、司法サービスを提供する人材の質の向上が見られなかった。この結果、過去10数年間、司法サービスが停止した地域はもとより、完全には停止しなかった地域においても、司法を通じた適切な紛争処理が行われず、刑事に関しては不処罰（Impunity）が蔓延し、民事に関しては公正さを欠いたアンフェアな結果がまかり通り、市民の司法に対する信頼は著しく低下した。

「コ」国の司法関係機関及び関係者は、司法への信頼を回復し、安定した社会を構築するため、上記第2章で述べた計画・戦略を打ち出し、「コ」国は、今まさに司法制度の正常化・近代化に向けた取組みを開始したところである。しかしながら、物的・人的なリソース不足から、これら計画・戦略の実施に当たっては、「コ」国自身の真摯な取組みに対して、国際社会が適切にサポートすることが望まれよう。

本章では、今回の調査で確認できた事項のうち重要と思われる部分について記載するが、過去10数年間の統計がほとんど存在せず、また司法制度の近代化に向けた取組みの過渡期にあるため、本章の内容の正確性については一定の留意が必要であり、情報については常にアップデートすることが必要である。

5-1-1 司法機構

「コ」国には、最高裁判所を頂点として構成される通常の司法裁判所のほか、特別裁判所として軍事裁判所が存在する。

5-1-1-1 司法裁判所

「コ」国の裁判所は、最高裁判所、控訴院（3か所）及び第一審裁判所（支部を含めて33か所）の三級から構成される。最高裁判所は、事件審理に関しては破棄審であるため、事件審理は二審制で行われる。

「コ」国において、裁判官と検察官は、司法官（Magistrats）という同一の職業集団を構成する。検察官は裁判所内部の検事局に所属している。

「コ」国の司法制度を規律する基本的な法令は、司法機構に関する法律（1999年：1961年法の改正法）である。

5-1-1-1-1 最高裁判所

2000年憲法102条によれば、最高裁判所は、破棄院、國務院（コンセイユ・デタ）及び会計検査院から構成されることとされているが、必要な組織法が成立していないため、憲法上想定されている機能を果たしていない状況にある。

最高裁判所の構成員は、最高裁判所長官、最高裁判所副長官、破棄院判事、事務総長、

副事務総長、破棄院調査官、会計検査官、会計検査官研修生等である。(組織図は未入手)
最高裁判所に所属する検事局の構成員は、法院検事長、次長検事、検事等である。(組織図は未入手)

5-1-1-1-2 控訴院

「コ」国において、法令上は6つの控訴院が設置されることとされているが、現在は、アビジャン、ダロア及びブワケの3か所に設置されているのみである。「コ」国は、上記3か所に加え、マン、アベングル及びコロゴにも控訴院を設置することを計画中である。

控訴院の構成員は、控訴院長官、部総括判事、判事、事務総長等である。(組織図は未入手)

控訴院に所属する検事局の構成員は、法院検事長、次長検事、検事等である。(組織図は未入手)

各控訴院の司法官(Magistrats: 裁判官及び検察官)の数は、地理的要素や事件数に応じて異なる。

アビジャン控訴院の司法官(Magistrats: 裁判官及び検察官)は約30人である。アビジャン控訴院は、3つの刑事法廷、6つの民事法廷、3つの社会(Social)法廷、2つの商事法廷に分かれており、それぞれに1人の裁判長、2人の判事が配置される。

アビジャン控訴院における聞取りによれば、それぞれの法廷では毎週約18件の事件を扱っており、裁判官は毎週5件以上を担当する。コンピュータや図書もないため、事件処理には多くの困難があるとのことである。

5-1-1-1-3 第一審裁判所

第一審裁判所は、「コ」国全土で、本庁が9か所、支部が24か所に設置されている。

第一審裁判所は、民事事件、商事事件、刑事事件及び少年事件を扱う法廷に分かれる。

刑事事件に関し、従前は、捜査、訴追及び裁判が一人の裁判官によって行われる審理方式が採用されていたが、1999年の制度改革によって変更され、現在では、訴追は検察官が、裁判は裁判官が、それぞれ行う審理方式が採用されている。

第一審裁判所の構成員は、所長、副所長、予審判事、判事、書記官等である。(組織図は未入手)

第一審裁判所に所属する検事局の構成員は、検察官、検察官補等である。

各第一審裁判所の司法官(Magistrats: 裁判官及び検察官)の数は、地理的要素や事件数に応じて異なる。

事件数に関して正確な統計は存在しないが、司法省における聞取りによれば、一年間に一人の裁判官が処理している件数は、少なくとも250件程度は存在すると認識されている。さらに、急ぎの事件(どういった種類の事件かは聞き取れていない。)が裁判官一人当たり週に15件ほど入っており、これを週に5件(月に20件)程度まで減らす必要があると司法省は考えている。

【表：第一審裁判所の所在地及び控訴院の管轄区域】

控訴院 (3)	第一審裁判所本庁 (9)	第一審裁判所 (支所) (24)
アビジャン	アビジャン	(4) Agbooville、Adzope、Aboisso、Grand Bassam
	ヤブゴン	(1) Dabou
	アベングル	(3) Tiassale、Bondoukou、Bouna
ブアケ	ブアケ	(5) Katiola、M'Bahiakro、Dimbokro、Bongouanou、Toumodi
	コロゴ	(2) Boundiali、Odienne
ダロア	ダロア	(3) Sassandra、Soubre、Seguela
	ガノア	(3) Divo、Oume、Lakota
	ブアフレ	(1) Sinfra
	マン	(2) Touba、Danane

5-1-1-1-4 商事裁判所

商事裁判所は、2012年に新たに設置された裁判所である。商事裁判所が設置される前は、通常裁判所が商事事件を管轄していたが、裁判官に専門性や経験が不足していたため、必ずしも適切な紛争解決につながらなかった。そこで、この状況を改善するために、2012年1月11日の大統領令によって商事裁判所が設立された。²⁸

商事裁判所は、経済主体間の商事取引に関する紛争について管轄を有する裁判所である。商事裁判所においては、職業裁判官に加えて、参審員が裁判に参加する。参審員は、商工会議所が作成した候補者リストから選任される。商事裁判所では専任の書記官が書記官の事務を担当するが、専任の検察官は存在せず、商事裁判所において検察官が所管する事務については、商業裁判所が所在する第一審裁判所所属の検察官がその職務を行う。

5-1-1-2 特別裁判所

最高裁判所を頂点とする司法裁判所の系列に含まれない特別裁判所として、軍事裁判所が存在する。

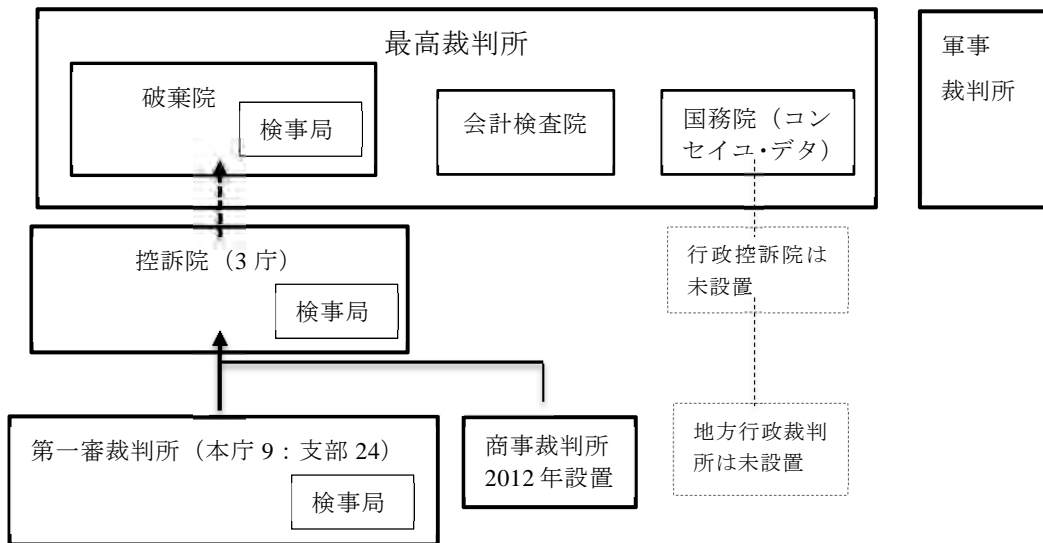
5-1-1-2-1 軍事裁判所

軍事裁判所は、アビジャンに一つ設置されている。軍事裁判所は、5人の裁判官から構成されるが、裁判長のみが文民裁判官（アビジャン高等裁判所から派遣される）であり、残りの4人の裁判官及び1人の検察官は軍人である。軍事裁判所では、当事者主義的な手続ではなく糾問主義的な手続で審理が行われる。

軍事裁判所の判断は最終的なものであり、不服申立はできない（ローカルコンサルタント報告書。この点、軍事裁判所における聞取りとの間に齟齬がある。）

²⁸ ただし、フランス大使館からの聞取りによれば、商事裁判所は十分にその機能を果たしているとは言い難い。案件数なども確認できていない。

【図：コートジボワール司法機構の概要】



※ 商事裁判所の位置づけ及び軍事裁判所の位置づけについては、再確認が必要。

5-1-2 司法に関するその他の機構・組織

5-1-2-1 司法、人権及び市民的自由省

司法省は、その職掌の変更により数次名称を変更しているが、2012年11月22日に発足した政府における正式名称は、司法、人権及び市民的自由省である（以下では単に「司法省」という）。司法省には、司法大臣（国璽尚書を兼任する）の下に、中央行政機関及び地方行政機関が存在する。

司法省が所管する業務は、次のとおりである。

- ・ 司法及び矯正に関する監督
- ・ 財務及び資産の管理
- ・ 法曹の管理
- ・ 法曹のトレーニング
- ・ 司法に関する記録管理及び統計
- ・ 広報

5-1-2-2 司法官職高等評議会

司法官職高等評議会は、憲法104条及び107条により設置されるコートジボワール司法制度の中心的な役割を果たす機関である。司法官職高等評議会は、司法の独立性を保証し、裁判官の任命及び昇進に関する業務を司ることとされている。しかしながら、司法官職高等評議会の組織に関する事項は、憲法107条に基づき新たに法令で制定されなければならないところ、現時点で法令は制定されておらず、司法官職高等評議会はその機能を果たしていない。²⁹

5-1-2-3 国家司法研修所

司法官のトレーニングは、国家司法研修所において2年間行われ、そのうち1年間は理論、

²⁹ 憲法130条の規定（経過規定）に従い、新憲法制定前の評議会がその業務を継続している。

残りの1年間は実務のトレーニングである。

国家司法研修所は2005年に設立された。国家司法研修所は、以下の4つの養成校から構成される。

- ・司法官（Magistrats：裁判官及び検察官）養成校
- ・書記官養成校
- ・刑務官矯正官養成校
- ・継続教育校

司法官養成校では、1年に15人前後の司法官を養成している。

講師については、フルタイムの講師は存在せず、全員パートタイムである。実務家や大学教授などが講師を務めている。全体で50人前後の講師がいる。

司法官の養成に関するカリキュラムは存在するが、テキストは存在しない。各講師が用意した資料等を用いて講義を実施している。司法官新規養成研修については、GIZが機材と資金を支援しており、ONUCIが技術支援に加えITルームの整備の支援しているほか、EUや赤十字などからの支援もある。また、フランスのリヨン司法官学校等から講師の派遣や資料の提供などの協力も受けている。

継続研修は、新しい法律ができたときなどにセミナー形式で実施される。現在、一年間に、司法官に対しては10セッション（他の機関との合同研修も含む）、他の職種に関しては、数回のセッションを実施している。国家司法研修所には十分なスペースがないため、ホテルなどを会場として継続研修を実施している。費用が十分ではないため、ドナー（GIZ、ONUCI等）の支援を受けて実施している。

新規に養成する司法官候補者の選考に関して、司法官養成校において、大学卒業者を対象とする試験を実施している。前年は、750～800人の候補者の中から16人のみが合格。財務的な制限もあるが、クオリティの問題もあるので、一気に定員を増やすことは困難である。

【表：研修の内容等】

	司法官養成校	書記官養成校	刑務官矯正官養成校	継続研修校
研修期間	2年間	2年間	2年間（刑務官は、この中に一部軍での研修期間も含む）	セミナー形式で2～3日、最長でも5日程度（新法成立時等に開催）
生徒数	32人（年16人）	107人	刑務官100人、保護官43人（うち18歳未満を対象とする者：18人）	最大で40人
費用／年	100,000FCFA	100,000FCFA	情報なし	N/A
受給FCFA／月	80～267千（研修期間中、徐々に上昇）	107千（バカロレア資格）、126千（大学2年卒）	情報なし	N/A

5-1-2-4 大学における法学教育

大学における法学教育については、2012年11月に実施した調査では確認できなかったため、更なる調査が必要である。

なお、大学における法学教育に関し、ドナーからの評価は、一定のレベルにあると評価するドナーも存在するが（GIZ）、総じて十分なレベルに達していないと評価されている（仏大使館等）。

5-1-2-5 刑務所

刑務所に関して、過剰収容や施設の老朽化、矯正プログラムの不実施等、現状を取り巻く問題は極めて深刻である。刑務所システムの改善（新規設置を含む）は、司法省の取組みの中でも高いプライオリティを付けられている。「コ」国における刑務所に関する問題を検討するに当たっては、受刑者の人権への配慮は言うまでもなく重要であるが、紛争影響国における矯正システムの位置づけの考慮、すなわち、一連の刑事手続の最終段階としての矯正システムが適切に機能しなければ安定した社会づくりは不可能であるという視点が非常に重要である³⁰。

加えて、未決勾留者が、刑務所で受刑者と同じ立場で拘禁されていることは極めて大きな問題であると言えよう。例えば、アビジャン近郊のヤブゴン刑務所では、1,500人定員のところ、3,075人が収容されている。そのうち、確定判決に基づいた服役者は男性1,845人、女性17人であり、残りの1,204人（男性1,060人、女性65人、18歳未満79人）は未決勾留者である。³¹

なお、同刑務所では、167人の職員が働いているが、矯正プログラムは実施されていない。

5-1-3 司法関係者

5-1-3-1 裁判官及び検察官

「コ」国における裁判官及び検察官は、司法官（Magistrats）という同一の職業集団を構成する。裁判官及び検察官の間では頻繁に異動がある。司法官（Magistrats）は、法曹の地位に関する法律（1978年：改正1994年）及び司法官の権利及び義務に関する法律（1994年）により規律される。

裁判官には、司法の独立を保証するため、その意に反して資格をなく奪されないといった身分保障がある。これに対し、検察官は、裁判官と同様の身分保障は適用されず、階級上の上司及び司法大臣に従う義務がある。

司法官は、法曹の地位に関する法律20条に基づき競争試験を経て任命されるのが原則であるが、弁護士、大学教授などがしかるべき評議会の承認を得て任命されることもある。（同法25条）

司法官のトレーニングは国家司法研修所にて実施される。（上記4-1-2-3）

司法官の数は貧国削減戦略文書（PRSP）（2009年）によれば482人であるが、司法省での聞取りでは、600人前後と認識しているとのことである。これは現在の「コ」国の人口比で

³⁰ また、コートジボワールにおいては、毎回危機が起こるたびに、刑務所が襲撃され、囚人が逃げ、その囚人が反政府勢力の兵士となり、警察などを襲撃するという状況が繰り返されてきたとのことである。

³¹ なお、従前の刑事訴訟法では勾留について期間制限が設けられておらず、10年以上も未決拘禁が継続する例も見られた。現行の刑事訴訟法では、137条、138条等に期間制限が設けられている。

言うと 37,000 人に一人という状況であり、司法省としては、10,000 人に一人くらいまで司法官を増やすことが必要と認識している。

5-1-3-2 書記官

書記官は、一般の公務員に関する法令によって規律される。

書記官は、司法官同様、競争試験を経て任命され、国家司法研修所の書記官養成校において2年間のトレーニングを受ける。書記官は、その階級によって、修士号、学士号といった異なる資格要件がある（例えば、最上級の書記官に任命されるためには、修士号が資格要件となる）。

5-1-3-3 弁護士（会）

弁護士は、弁護士法（1981年）によって規律される。

弁護士は、当事者からの委任を受け、地理的制限なく、すべての裁判所や司法機関において当事者の代理人として活動できる。

弁護士となるためには、法学修士を取得後、大学が行う研修を受けて証明書を受領し、その後、弁護士研修センター³²でトレーニングを受けなければならない。最終面接を経て、問題がなければ弁護士となる。昨年は、18人が新規に弁護士になった（例年、登録者数は概ねこの程度である）。以前は、4～5人だったころもあるので、その時に比べれば増加している。

なお、裁判官及び大学教授がしかるべき評議会の承認を得て弁護士になる場合もあり、この場合は、弁護士研修センターでトレーニングを受ける必要はない。

弁護士会は、控訴院の管轄区域ごとに形成されており、現在は3つの弁護士会が存在する。

弁護士会評議会は、「コ」国のすべての弁護士が投票によって選出した会長が議長を務める組織である（メンバーは15人）。弁護士会評議会は、弁護士業に関連する問題への対処や、弁護士としての秩序の維持、弁護士の権利の保護などに関する活動を行う。弁護士会評議会の事務所は、アビジャン控訴院の建物の一角に存在する。

2009年 PRSPによれば、弁護士の数は420人であるが、弁護士会評議会会長によると、現在は弁護士の数は580人である（なお、EUからの聞き取りでは525人であり、ローカルコンサルタント報告書によると500人。）

現在、「コ」国の弁護士は、そのすべてがアビジャンベースで仕事をしており、地方において弁護士にアクセスするのは著しく困難である（以前はブアケに3人、ダロアに2人が拠点を設けていたが、紛争勃発時にアビジャンに避難して以降、そのまま戻っていない。）。

弁護士会への政府からの支援は一切ない。毎年、17万5千FCFAが各メンバーにより拠出され、その合計額である約7千万FCFAを活動の資金としている。

5-1-3-4 ビジネスエージェント

弁護士以外の、民事法務に関する専門職として、ビジネス専門職の地位に関する政令（1963年）に定めるビジネスエージェントが存在する。ビジネスエージェントは、法律や税務問題への助言、債権回収、契約書の作成、税務申告といった法務・税務に関する業務を始め、各

³² 弁護士研修センターは、弁護士になろうとする者のトレーニングに加え、弁護士の継続研修等も担う。弁護士研修センターの運営形態についての情報は未確認。

種代理・代行業、あっせんなどを行う業種である。ビジネスエージェントは、公的性質を有せず、通常の商人として各種法令に従う義務を有する。

5-1-3-5 刑務所職員

刑務所職員は、1964年12月21日 No.64-488等の法令に規律される。

刑務所職員は、チーフセキュリティオフィサー、スーパーバイザー、刑務官の3つの職種で構成される。

スーパーバイザーは、刑務所の秩序と規律を維持し、刑務作業の適切な実施を管理する。

チーフセキュリティオフィサーは、スーパーバイザーを監督・指示し、刑務所の全体の管理を行う。

刑務官は、受刑者の指導と管理を担当する。刑務官の採用の要件は下記のとおり。

- ・男性であること（ただし、必要に応じて、女性の刑務官を採用することができる。）
- ・夜間の勤務に耐えることができる肉体的条件を充たすこと
- ・平時の兵役や公務員としての勤務経験を有すること

刑務所職員は、司法大臣が作成するリストから、競争試験によって採用される。PRSP（2009年）によると、刑務所職員の数は1053人である。

なお、コートジボワール政府は、元戦闘員の武装解除と動員解除のために、2,000人の元戦闘員の刑務官としての採用を進めている。

5-2 司法アクセス

5-2-1 概要

「コ」国における司法アクセスに関しては、さまざまな制度があるもののこれらは実質的には運用がなされておらず、裁判所所在地へのアクセス困難に加え、司法官を始めとする法曹関係者の不足、国民の法的知識の不足といった様々な制約要因が複層的に存在することと相俟って、極めて問題が多い状況にあると言えよう。ただし、司法アクセスの問題を分析するに当たっては、制度の運営実態や、アクセス困難者が多数存在する地方の実情等を把握することが重要であるところ、2012年11月の調査ではそうした点までは調査できていないため、問題を正確に認識し、適切なアプローチを探るためには更なる調査が必要である。下記では、今次調査で把握できたことを記載するが、下記に含まれる情報については更なる検討が必要である。

なお、コートジボワール政府は、「司法アクセスに関する法」を策定中であるが、ドラフトは未入手である。この点の追跡調査も必要である。

5-2-1-1 法律扶助その他の司法アクセス関連事項

5-2-1-1-1 訴訟費用

高額な訴訟費用を負担しなければならないことは、司法アクセスを困難とする一つの要因である。「コ」国において、刑事事件の被害者は、警察や憲兵隊の捜査・訴追を待つことに加え、直接召喚や私訴を伴う告訴を行うことができるが、この場合、預託金は裁判所が係争対象の価値の5-10%の間で決定するほか、直接召喚に際しては、当事者は、廷吏の費用（最小25,000FCFA）を負担しなければならない。

民事事件に関しては、訴訟手数料として係争対象の価値の2.5%及び固定費として30,000～10,000FCFAを支払わなければならない。

上記に関し、弁護士会評議会での聞き取りによれば、事件の登録費用などで、訴訟を提起する場合には、最低でも75,000FCFAがかかるとのことであり、また、控訴を提起するためには、経費として更に90,000FCFAを負担しなければならないとのことである。

5-2-1-1-2 法律扶助

上記の訴訟費用を負担できない者の司法アクセスを可能とするため、民事訴訟法27条以下に法律扶助制度が規定されており、司法省内に担当部署があり、申請を受け付けている。ただし、司法省及び弁護士会からの聞き取りによれば、大多数の国民はその制度の存在を知らず、適切な運用及び活用が行われていない。

5-2-1-1-3 無料法律相談

弁護士会評議会では、司法アクセス向上に関する弁護士のプロボノ活動として、毎年少なくとも1人1件は無料で法的サービスを提供することを奨励している。これには、無料の刑事弁護や、市役所・裁判所における無料の法律相談などがある。

5-2-1-1-4 国選弁護

刑事事件における重大事件については、国選弁護人制度がある。しかし、弁護士会評議会での聞き取りによれば、実態としては、期日の3～4日前になってようやく裁判に関連する書類が送られてくるという状況にあるため訴訟準備もままならず、また、地方での裁判の場合であっても、交通費が支給されないといった問題がある。³³

5-2-1-1-5 代理権の拡大

少年事件に関する特例として、刑事訴訟法第770条は弁護士以外の者（家族など）が代理人となることを認めている。すなわち、少年事件のために法律扶助制度を利用して弁護士を依頼することが困難な場合（特に地方部ではそのような状況が多く生じる）、少年の権利を守るために、弁護士代理の原則の例外として、家族等が代理人となることを認めている。

5-2-1-2 ADR（裁判外紛争解決手続き）

ADRが適切に運用されることは、司法アクセスを向上させる要因の一つとなり得るが、「コ」国におけるADRについては、2012年11月の調査では明らかにならなかった。地方では、伝統的酋長によるインフォーマルな調停が実施されているようであるが、これがどのような実態を有するものであるかについては情報が取れていない。上記のとおり、コートジボワール政府は司法アクセスに関する法令を策定中であり、こうした動きを含め、「コ」国におけるADR制度のあり方に関して、更に調査を行う必要がある。

³³ コートジボワールにおいて、弁護士は、捜査の段階において被疑者の権利擁護のために手続に参加することが認められている（刑事訴訟法第76条を改正する法律1998年第98-747）。ただし、被疑者国選弁護制度は存在しない。また、この規定の運用実態については情報が取れていない。

5-3 法令

法令に関する情報は、今次調査では十分に入手できなかったため、概略だけを記載する。

5-3-1 法体系

旧宗主国であるフランスの法体系を継受した成文法国家である。憲法（2000年施行）の下、民法（家族法を含む。）、土地法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの主要な法令が整備されている。

ビジネス法分野に関して、「コ」国は OHADA（Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires 英訳：Organization for the Harmonization of Business Law in Africa）³⁴に加盟³⁵しており、フランス法をモデルとする法制度を有している。

5-3-2 法情報へのアクセス

法令は、週に一回発行される官報に掲載される。官報に掲載された法令の情報についての説明を提供する法文書センターも存在する。大統領府や首相府などのウェブサイトにも一部の法令情報が掲載されている。

5-3-3 立法計画

今次調査では、具体的な計画については確認ができなかった。なお、GIZ からの聞き取りによれば、コートジボワール政府が策定した具体的な立法計画はないとのことである。

5-4 主要ドナーの協力概要

司法セクターにおける主要ドナーの支援概要は以下のとおり。ONUCI 及び EU が中心となり、主要な支援分野で協力を実施している。

支援分野	ONUCI	EU	UNDP	仏	米	GIZ
司法省政策策定支援	○	○				
法文改正	○	○	○			○
インフラ建設・改修	○	○		○	○	
機材供与	○	○	○	○	○	○
人材育成	○	○	○	○	○	○
書類・データ整備		○				○

<ONUCI>

法の支配部（Rule of Law Section）及び人権部（Human Rights Divisions）が、以下の活動を実施している。

³⁴ OHADA は、調和的なビジネス法整備を目指す西アフリカ諸国の連携枠組みであり、国内外の投資環境整備に向けて、フランス法を基調とするビジネス法体系をモデルとして採用している。

³⁵ 他の加盟国は、Burkina Faso、Cameroon、Central African Republic、Chad、Comoros、Republic of the Congo、Equatorial Guinea、Gabon、Guinea、Guinea-Bissau、Mali、Niger、Senegal、Togo、Democratic Republic of Congo。

- 1) 司法セクター政策文書及び行動計画の策定
- 2) 国際的な基準に基づく刑法・刑法の訴訟手続法の改定、保佐関連法の改定
- 3) 全国数カ所の裁判所及び刑務所の改修
- 4) アビジャン簡易裁判所・重罪院などへの機材供与
- 5) アビジャン未成年者監視センターへの機材供与
- 6) 司法・刑務所総監督機関（IGSJP）への専門家派遣
- 7) 司法官に対する継続研修（選挙訴訟に関する最高裁判所司法官の能力強化、司法官への人権研修）
- 8) 国立警察学校（ENP）及び国立憲兵隊養成学校（ENG）での司法警察の研修実施（UNPOLにより実施）
- 9) 司法へのアクセス改善の一環として全国6カ所（ギグロ、マン、ブアケ、コロゴ、サンペドロ、ボンドック）にEU・ユニセフ・UNDPと共同で司法クリニックの設置

<EU>

2010～2015年の司法セクタープログラムに1,800万ユーロを支援中である。主な支援内容は以下のとおり。

- 1) 司法省にアドバイザーを派遣し、司法セクター政策文書及び行動計画の策定の技術的アドバイスなどの実施
- 2) 未成年者の刑法・刑法の訴訟手続法の改定、また、刑務所行政法、保佐関連法の改定
- 3) サンペドロの簡易裁判所・刑務所の建設、国立司法研修所（INFJ）の改修、弁護士協会センターの建設
- 4) 司法クリニックの設置（ONUCI, UNICEF, UNDPとの共同プロジェクト）
- 5) 司法省行動計画実施ユニット（CeIEx）・司法監督機関・ギグロの裁判所への機材供与
- 6) フランス・リオンの司法官養成校と協力し、国立司法研修校（INFJ）の傘下にある、裁判官・検事養成校、書記官養成校、看守養成校、未成年者保護観察官養成校のカリキュラム改正、初期・継続研修の内容策定、研修トレーナー養成を通じた司法人材の能力強化を実施
- 7) IT化推進により裁判プロセス・書類の透明性を確保し、書記官の汚職防止を目指すパイロットプロジェクトの実施（ヨブゴンの裁判所）
- 8) アビジャン弁護士協会による無料法律支援・アビジャン拘留・矯正所（MACA）支援の援助
- 9) 刑務所の拘留状況の改善（NGO Prisonniers Sans Frontièresに委託）
- 10) 司法統計データ収集枠組みの策定
- 11) 司法図書整備、ココディ大学法学部の図書整備

<UNDP>

ガバナンス支援プログラムの中で以下の支援を実施している。

- 1) 保佐関連法の改定
- 2) 司法・刑務所総監督機関（IGSJP）への機材供与・研修
- 3) 司法クリニックの設置（ONUCI, UNICEF, EUとの共同プロジェクト）
- 4) 司法官に対する継続研修

<フランス>

CD2（債務救済と開発契約）³⁶の枠組みで、150億FCFA（約2,200万ユーロ）を以下の活動に支援予定である。

- 1) 控訴院の建設（コロゴ、アベングル）、簡易裁判所の建設（アビジャン地区：ポールブエ、プラトー）、刑務所の建設（ギグロ、アボワッソ）
- 2) 裁判官・書記官などに対する初期・継続研修
- 3) その他、子どもの保護・人権に関する協力や土地問題に関する調査を支援

<GIZ>

以下の支援を実施（予定）している。

- 1) マン・ギグロの裁判所への機材供与（PC、事務用品）
- 2) アビジャン・ダロア・ブアケ控訴院の法律図書供与
- 3) 司法・刑務所総監督機関（IGSJP）への機材供与、出張・ワークショップ開催支援
- 4) 司法官に対する継続研修（グランバッサム麻薬対策地域センターでのトランスナショナルな犯罪の研修、慣習法・農村土地法研修、国立司法研修校（INFJ）の司法人材マネジメント能力強化研修）
- 5) 司法省傘下の国家司法資料センター（Centre National de Documentation Juridique）に対する判例・法令などの法律資料の整備
- 6) 無料移動式法律相談の実施（トローリーで法律相談巡回、司法に関する啓発キャンペーン）
- 7) 司法省研究・法制・資料局（DELD）への機材供与・能力強化、DELD 法文改定委員会への支援を実施予定

<アメリカ>

以下の支援を実施、または予定している。

- 1) 17カ所の裁判所への機材・事務用家具の供与（OTIプログラムで実施³⁷）
- 2) 控訴院2カ所、簡易裁判所5カ所等の別館建設（OTIプログラムで実施）
以下の活動は今後実施予定
- 3) 刑事裁判関連人材（検察官、裁判官）の能力強化。プログラム開始後の1年間は全国16カ所の裁判所で短期間の研修を実施し、その後、国立司法研修校（INFJ）及び国立警察学校（ENP）で長期間の初期・継続研修を実施予定
- 4) 書記官の書類分類・整理能力強化（刑事裁判）
- 5) 適切なケースマネジメントシステムの提案
- 6) 裁判官の汚職を防止するための監察官の能力強化
- 7) 司法省司法支援部（国家訴訟支援基金の運営などを担当）の活動計画策定、地方での国家訴訟支援基金へのアクセス促進

³⁶ C2D(Contrat d'endettement et de développement、債務免除・開発契約)とは、重債務貧国イニシアティブによる債務救済の対象国に対し適用されるフランス独自の支援。各対象国は ODA 債務を一旦フランスに返済し、フランスは返済された資金を各対象国に無償資金として供与する。同資金は各国政府と同意のもと、貧困削減プログラムとして使用される。2012年から2015年までにコートジボワール全体で4,130億FCFA（6億3千万ユーロ）が贈与されることとなっている[27]。

³⁷ OTIプログラムとは、民主化への移行期にある国々の平和と民主主義の促進を支援するもので、迅速、フレキシブル、短期間に実施されるプログラム[28]。

8) NGO による CLA (Community Legal Advisor) ³⁸の訓練支援、CLA を通じた司法システムの啓発・理解促進

5-5 ドナー会合

以前は EU が議長を務めていたが、現在は司法省の司法省行動計画実施ユニット (Celleule d'execution du plan d'action) が議長を務め、2 ヶ月に一回開催されている。参加ドナーは UNDP、ONUCI、EU、UNICEF、USAID、AFD、GIZ の他、赤十字などの NGO も参加している。今後サブグループとして、司法人材研修、司法へのアクセス改善、司法・刑務所サービス監督総局は設置される予定である。

³⁸ リベリアで成功した方法。CLA は弁護士、パラリーガル、依頼人の代理ではなく、コミュニティ住民に対し司法システムの啓発、権利、民事・刑事裁判の違いなどの理解促進の支援を行うもの。

参 考 文 献

- [1] 原口武彦 (1986)「コート・ジボワール経済の奇跡的成長と危機」(『アジア経済』27-5 pp.25-44)
- [2] 国際協力機構 (2010)「国レベルの平和構築アセスメント (PNA) 平和構築に係る情報収集・分析 コートジボワール共和国」
- [3] 佐藤章 (2010)「「民主化」後コートディヴォワールにおける民族と政党「イヴォワール人性」をめぐる各政党の対応から」(佐藤章編『新興民主主義国における政党の動態と変容』アジア経済研究所 pp.215-244)
- [4] 佐藤章 (2012)「人口の管理という国家形成課題—コートジボワール和平プロセスにおける有権者登録の事例から」(佐藤章編『紛争と国家形成—アフリカ・中東からの視覚—』アジア経済研究所 pp.211-243)
- [5] Abidjan.net (アクセス : 2013.03.31)
<http://www.abidjan.net/elections/presidentielle/2010/Resultats/2emetour/>
- [6] 国際協力機構 (2012)「国レベルの平和構築アセスメント (PNA) 平和構築に係る情報収集・分析 コートジボワール共和国 (アップデート版)」
- [7] Ministère français de la Défense
<http://www.defense.gouv.fr/operations/cote-d-ivoire/dossier/les-forces-francaises-en-cote-d-ivoire>
- [8] Europa Publications (2011). Côte d'Ivoire, Africa South of the Sahara, pp.394-431.
- [9] EIU(Economist Intelligence Unit), Country Report : Cote d'ivoire, 1st Quarter 2013
- [10] République de Côte d'Ivoire, Plan National du Développement 2012-2015
- [11] Special report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire, 2012.03
- [12] Special report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire, 2011.12
- [13] CDVR (アクセス : 2013.03.31) <http://www.cdvr.ci/>
- [14] International Crisis Group (2012), Rapport, Côte d'Ivoire: Faire baisser la pression, No.193
- [15] IRIN Africa Profusion d'armes en Côte d'Ivoire (アクセス:2013.04.19)
<http://www.irinnews.org/fr/Report/97866/Profusion-d-armes-en-C%C3%B4te-d-Ivoire>
- [16] OCHA (2013), Côte d'Ivoire Besoins Humanitaires
- [17] Moussa Fofana (2011), Des forces nouvelles aux forces republicaines de Côte d'Ivoire, *Politique Africaine*, 122, pp.161-178
- [18] République de Côte d'Ivoire (2012), Plan National de Développement 2012-2015
- [19] Marc le Pape (2003), Les Politique d'Affrontement en Côte d'Ivoire 1999-2003, *Afrique contemporaine*, 206 pp.29-39
- [20] Ministère d'Etat, Ministère du Plan et du Développement (2012), Programme National de Cohésion Social 2012-2015
- [21] OECD (2007) "OECD DAC Handbook on Security System Reform: Supporting Security and Justice,"
- [22] Conseil National de Sécurité (2012), Réforme du Secteur de la Sécurité, Stratégie Nationale
- [23] Ministère d'Etat, Ministère de l'Intérieur (2012) Document de Politique Sectorielle du Ministère d'Etat, Ministère de l'Intérieur
- [24] Ministère de la Justice, des Droits de l'Homme et des Libertés Publiques (2012), Politique Sectorielle du Ministère de la Justice
- [25] Ministère de la Justice, des Droits de l'Homme et des Libertés Publiques (2012) Plan d'Action

du Ministère de la Justice, des Droits de l'Homme et des Libertés Publiques 2013-2015

[26] Ministère de l'Intérieur, ONUCI (2011), Mission d'audit sur l'état et le fonctionnement de la police nationale ivoirienne

[27] AFD (アクセス : 2013.03.31)

<http://www.afd.fr/home/outils-de-financement-du-developpement/C2D>

<http://www.afd.fr/home/pays/afrique/geo-afr/cote-d-ivoire>

[28] USAID Office of Transition Initiatives (アクセス:2013.03.31)

<http://www.globalcorps.com/oti.html>

<コートジボワール現地紙>

Fraternité Matin

Le Patriote

Soir Info

<国際プレス>

Jeune Afrique

付 属 資 料

付属資料1. 調査団スケジュール

付属資料2. 主要面談者リスト

付属資料3. コートジボワール政府及び関係ドナー向け調査報告資料

付属資料4. 主要面談録

セキュリティセクター基礎情報収集・確認調査団スケジュール(実績版)

日にち		司法分野	警察分野	コンサルタント
11月10日	(土)			アビジャン到着
11月11日	(日)			9:00 JICA事務所
11月12日	(月)			9:00 JICA事務所 10:00 日本大使館 14:00 ONUCI、UNPOL(警察分野) 17:15 ONUCI(司法分野)
11月13日	(火)			15:00 GIZ
11月14日	(水)			9:00 内務省 11:00 国家警察 14:00 憲兵隊(ジャンダルメリー)
11月15日	(木)			資料整理
11月16日	(金)			資料整理
11月17日	(土)			資料整理
11月18日	(日)			資料整理
11月19日	(月)			16:00 UNDP
11月20日	(火)			資料整理
11月21日	(水)			9:00 NGO(ICTJ)
11月22日	(木)			16:00 国家警察
11月23日	(金)			9:30 国家警察学校 16:00 NGO(Everyday Gandhis)
11月24日	(土)			資料整理
11月25日	(日)			資料整理
11月26日	(月)			9:30 内務省 16:00 日本大使館
11月27日	(火)			10:30 EU 12:00 NGO(AJD:Assistance Jeunesse en Difficulte)
11月28日	(水)	アビジャン到着		9:30 NGO(WANEP Cote d'Ivoire: West Africa Network for Peacebuilding)
----- 21:00 事務所打ち合わせ				
11月29日	(木)	8:30 ONUCI(警察分野) 10:00 UNPOL	8:30 ONUCI(司法分野) 11:00 司法省	9:00 NGO(CEFCI:Centre Feminin pour la promotion de la democratie et les droits humains en Cote d'Ivoire) 11:00 世銀
----- 14:00 国家開発計画省				
11月30日	(金)		8:30 GIZ 10:30 EU	11:00 独立選挙委員会
		14:00 内務省 16:00 国家警察	14:00 国立司法研修センター 16:00 NGO(Transparency Justice)	
----- 14:00 事務所との打ち合わせ				
12月1日	(土)			
12月2日	(日)	12:00 JICA事務所長との打ち合わせ		資料整理
12月3日	(月)	8:30 UNDP 10:30 フランス大使館 14:00 USAID・アメリカ大使館		資料整理
		16:00 防衛省(大臣)	16:00 高等裁判所 17:30 ヤプゴン刑務所	
12月4日	(火)	10:00 国家警察学校	9:30 一審裁判所(民事法廷) 15:00 司法省・司法大臣 17:30 弁護士会	9:00 真実和解委員会
12月5日	(水)	9:30 ONUCI、UNPOL、UNDP報告セッション 15:00 外務省、内務省、国家開発計画省、司法省、国家警察への報告セッション(委員会)		資料整理
12月6日	(木)	アビジャン発	8:00 軍事検察官面談	10:00 大使館報告 11:30 JICA事務所報告
			13:00 一審裁判所(刑事法廷)	
----- アビジャン発				

主要面談者リスト

1. 警察分野

(1) 国家警察 (Direction General de la Police National)

Mr. DIBI Koffi Bruno	DGA-Police Scientifique
Mr. Diagouri Gnewa H	CAB/DGPN
Mr. Gnepa Kola Philippe	CAB/DGPN
Mr. Sikeli Lebato	CAB/DGPN
Mr. Gnon Dede Jean Remi	CAB/DGPN, Former MONUC CIVIL POLICE (2007 ~09、2010~12 Kinshasa 勤務)
Mr. Gossan Gossan S	CAB/DGPN
Mr. Gue Goude Wilfied	D. CAB/DGPN
Mr. BREDOU M'BIA	Controleur General de la Police Nationale

(2) 内務省

Mr. CISSE Lancine	Controleur General de Police, Directeur de Cabinet Adjoint, Charge de la Securite
Dr. Ing. YAPI A. Fidel	Directeur, Direction des Etudes, de la Programmation et du Suivi-Evaluation
Mr. Michel ROSIER	Conseiller Technique du Ministre

(3) 憲兵隊 (ジャンダルメリー)

Mr. KOUASSI	Controleur General de Gendarmeie
-------------	----------------------------------

(4) ONUCI (「コートジボワール国連ミッション」(警察分野))

Mr. Abdounasir AWALE,	Deputy Police Commissioner, UNPOL (ジブチ)
Mr. Bertin YAWE,	UNPOL (コンゴ民)

(5) 国防省

Mr. Paul Koffi KOFFI	大臣
Mr. Arnold YEMOUE	研究担当

(6) 国家警察学校

Mr. YAO Brou Alain	Directeur (校長)
Mr. SANOGO Yacouba	Intendant (監督官)

2. 司法分野

(1) 司法省

Mr. Jeannot Ahoussou Kouadio	大臣
Mr. Fodjo Kadjo Abo	Director de Cabinet (司法担当)
Mr. Hadj	Head of Civil and Criminal Department
Ms. Jango Sanata	Collaborateur de la minister

Mr. Jean Fructueux BAKO Directeur de Cabinet (人権担当)
 Mr. Siaka FOFANA Conseiller Technique

(2) 高等裁判所

Mr. El Hadj Klofanhan N’Golo 高等裁判所長
 Daniogo

(3) 軍事裁判所

Mr. Ange B. Kessi Kouame 軍事裁判所検事

(4) 国立司法研修所 (INFJ : National Institute of Judicial Training)

Mr. Kouassi Brou Bertin 所長 (Director General)
 Ms. Petey Angeline Noelle 司法官学校長
 Mr. Kouassi Agoh 書記官学校長
 Mr. Tanguy Dimitri Ulrich 継続研修校長
 Mr. Dago Mon Gomis 財務部長
 Mr. Kouadio N’dri Louis 書記官学校長

(5) 弁護士会

Mr. Adje Kacou Luc 前弁護士会長 (顧問 Conseil)
 Ms. Bokola LydieChantal 秘書

(6) Transparency International (NGO)

Mr. Manla Laurent Magistrat, President

(7) ONUCI (司法分野)

Ms. Francoise Simard Division Chief, Rule of Law Division
 Ms. Daniela Lupas Reporting Cell
 Mr. Issa Thioune Corrections Support Section, Support Cell to MOJ
 Mr. Issa Kone National Judicial Affairs Officer, Support Cell to
 MOJ
 Mr. Jonathan VENET Associates Judicial Affairs Officer, Rule and Law
 Division
 Mr. Yoann THINES Judicial Affairs Officer, Rule and Law Division

3. 両分野共通


(1) フランス大使館

Ms. Juliette GOUDARD ガバナンス担当アタッシェ

(2) アメリカ大使館・USAID

Mr. Todd Coker SSR Coordinator, アメリカ大使館
 Ms. Julie Childs Senior Rule of Law Advisor, USAID West Africa


Mr. Benjamin Olagboye	Democracy and Governance Specialist, USAID CI
(3) UNDP	
Mr. Luc Gigone	Country Director
Ms. Aissata DE	Deputy Country Director
Ms. Madeleine OKA-BALIMA	Conseiller au Programme Gouvernance
Mr. Serge	JICA 案件担当
(4) GIZ	
Dr. Frank Bremer	代表 (Director)
Ms. Sabine Midderhoff	Program Coordinator, Promoting Rule of Law and Justice in West Africa
Ms. Michaela Cveckova	警察担当
(5) EU	
Mr. Bruno Pozzi	1 等書記官、政務担当 (Chef de la Section Politique)
Ms. Vania Bonalberti	アタッシェ、ガバナンスプログラム担当
(6) 開発計画省	
Mr. Kouame Kouakou Lacina	Directeur de Cabinet Adjoint
Mr. Tohougbe Yehouan Anatole	Economist, Financial Officer, Technical Advisor, Sustainable Development 担当
(7) 真実・和解・対話委員会	
Mr. Awoulase TANOE Amon	Vice Commissioner, Commission Dialogue, Verite et Reconciliation
(8) 独立選挙委員会	
Mr. Youssuf BAKAYOKO	Independent Electoral Commissioner
(9) 在コートジボワール日本大使館	
井上 進	大使
胡摩窪 淳志	参事官
徳若 正純	一等書記官
(10) JICA コートジボワール事務所	
畠山 敬	所長
藤野 浩次郎	所員
藤山 真由美	企画調査員



Data Collection Survey on Security Sector in Cote d'Ivoire

5 Dec, 2012
JICA Survey Mission

独立行政法人 国際協力機構




Objective and Scope of the Mission

[Objective]
To collect the basic information on the security sector in order to identify possible areas of future intervention.

[Main Scope]

- Police Sector
- Justice Sector


1



Findings (Police Sector)

- Lack of confidence of the population towards the police, especially after the crisis
- Lack of equipment due to the looting during the crisis
- Increased need for a unified, disciplined, democratic and republican police for the stability of the country


2



Ideas for Future Cooperation (Police Sector)

- Continuous Training of the Police Officers (Development of curriculums and textbooks, Trainers' Training, Implementation of Continuous Training)
- Seminar for High-Level Officials of the National Police
- Provision of Equipment


3



Findings (Justice Sector)

- Insufficient trust of the population towards the Justice system
- Scarcity of the facilities, especially prisons and courts after the crisis
- Limited access of the population to the legal services
- Inadequate statistic data of the justice sector
- Other issues such as impunity and land disputes

4



Ideas for Future Cooperation (Justice Sector)

- Continuous Training for Magistrates in order to Enhance their Capacity
- Pilot Project for the Improvement of Access to Justice
- (Pilot Project for Alternative Dispute Resolution System, especially Mediation)

5

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年11月29日（木）08:30-09:30、於：JICA 事務所
先方	Jean Remi GNON, Direction General de la Police
当方	宮本

主に以下の質問3つを軸に協議。

1. 治安セクターにおける政府の優先課題は何か

2. 警察の優先課題は何か

→（政府の考えを代弁する立場にないとしつつ、双方の）最大の課題は治安の維持。（当方より、コンゴに比べると警察官による市民に対する嫌がらせは目につかないが、と質したところ）それでも問題はある。継続研修の欠如が最大の要因。機材が足りない事も事実である、それ以上に研修の必要性は高い。

3. （コンゴ民の警察研修の経験を踏まえ）JICA への提言は

- ① 継続教育の実施：治安維持等基礎的な研修を現職警官に対して行う
- ② 専門研修の実施：特に法廷に提出する書類の作り方、など impunity 対策
- ③ 教官の本邦研修：特に **police de la proximite** について（交番制度）
- ④ 幹部を対象としたセミナー開催：継続教育の一環として、警察署長などを集めて数日間のセミナーを実施する。日本の専門家が実施できればベター。

以上の提言に関する **feasability** について追加情報：

- ① を実施する場合、教官は警察に十分いるが、UNPOL と協力して実施する事も可能。また、場所としてはアビジャンから約 50km ほどのダグに研修センターがあり、コンゴ民のようにこれをリハビリして研修実施場所とする事も可能。もちろん **Academie de la police** での実施も可能。
- ② 専門研修については、UNPOL の教官が必要。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年11月29日(木) 10:00-11:00、於：ONUCI
先方	Abdounasir AWALE, Deputy Police Commissioner, UNPOL (ジブチ) Bertin YAWE, UNPOL (コンゴ民)
当方	宮本、藤山

1. 治安情勢一般

10年に渡る紛争及び選挙後の危機を経て、現在のコートジボワールの治安は極めて安定していると言える。数ヶ月に一度、事件があり、この傾向は継続すると見ているが、それでも治安一般は安定していると考える。

治安セクターにおける政府・ONUCI・UNPOL 共通の課題は、治安維持関係機関（警察・憲兵隊・軍）の再編成(re-organization)である。過去の紛争の結果、全ての機関は一貫性を無くした(disorganize)。特に組織（あるいは組織のトップ）に忠実(fidele)な人材を確保する事を優先し、本来の基準に満たない者を大量に採用した結果、現在組織内の信頼関係が希薄という状態になっている。

治安セクター改革に着いては、国家戦略が存在するが、総花的で実行性の低い文書と言わざるを得ない。警察については、これに特化した改革戦略が存在するので、これを共有する。また監査(audit)も行っておりその報告書も同様にお送りする。(加えて当方より統計データを要請したところ) 合わせて送付する。

【入手予定資料】

- 警察改革戦略文書
- 警察の監査報告書
- 犯罪率を含む統計データ

2. 警察について

人口 2,000 万人に対し、警察 20,000 人、憲兵隊 17,000 人、国軍 40,000 人。人口あたりの警官+憲兵隊の割合は、1/625 (人口 625 人に対し警察/憲兵隊一人)。アフリカ諸国の平均が 1/1,000 であることを踏まえると、コートジボワールは恵まれている。他方で、政府は年 1,500 人の新規採用を継続しており、これは政

【警察分野】

治的な意図によるもの。なお、警官の賃金は他国に比べても高水準で支払われており、勤務開始時点で 550 ドル（他国の平均は 100 ドル）。それでも研修（基礎、継続ともに）が不十分であることから、市民に対し金銭を要求することが散見され、市民の警察に対する信頼は、紛争前と異なり、全くない状態。

DDR の結果として警察に統合された北部関係者は居ないが（DDR はそもそも市民生活(*la vie civile*)への統合と定義される）、北部勢力のうち 11,000 人が軍、警察と憲兵隊にはそれぞれ 500 人、また 2,000 人が刑務官として統合された。

警察の課題は①研修機会の欠如、②機材の欠如。（研修については下記 3. 参照）。機材の例を挙げれば、20,000 人の警官に対し車両は 300 台のみ。仏が古い車両と古いパソコンを供与済みであるが、警察は不満に思っている。

3. Academie de la police

警察官に対する研修の場として、唯一。警察官になるためには Academie を卒業する必要がある、毎年 1,500 人の公募に対し、約 10,000 名の応募がある。採用・入学試験は①書類・健康診断・スポーツテスト→②論文（仏語）→③面接となっている。

警察が機能するために必要で Academie にて実施すべき研修は次の通り：

基礎研修：2 年（採用後すぐの 2 年間）

継続研修：3 ヶ月（数年の勤務後）

専門研修：治安維持、鑑識、VIP 警護、司法警察など

この中で実際に実施されている研修は基礎研修 6 ヶ月のみ。また、既存のキャパは 400 名であるも、政府の希望により 1,500 人の新規採用者を受け入れており、結果として本来 2 年必要な基礎研修が 6 ヶ月のみとなっている。警官を育成するためには最低 2 年は必要であり、UNPOL としては SSR の一環としてこれを 2 年に戻したいと考えている。

また、現在の研修内容は必ずしも国際スタンダードを満たす者ではなく、教科書(module)の策定も必要と考えている。この点に関し、MONUSCO との連携の

【警察分野】

経験を導入いただければ有り難い。予算があれば UNPOL と警察で既存のものを改善する形で教科書作成は可能と考える。

現在、Academie の運営・維持の予算は全て政府がまかなっている。新規採用者は *eleve-policier* として月約 250 ドルの手当を得ている。また、学校の運営にあたる約 150 名の職員の給与も政府が支払っている。UNPOL の教官は約 100 名存在するが、警察の教官は常勤ではなく、講義ごとに来る状態であり、これも SSR の一環で Academie の教授という常勤ポストを創設し、質・量ともに一貫した研修が可能となるようにしたいと UNPOL としては考えている。

Academie が機能するために必要なものは次の通り：

- 受け入れキャパの増加：400→1,000
- 教室の増設
- シミュレーション用の教室
- 研修機材
- 教官研修

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年11月29日(木) 14:00-15:30、於：JICA 事務所
先方	事務所安全対策クラーク (防犯対策担当)
当方	宮本

1. 警察の非武装化

警察の9割は拳銃を携帯していない。カラシニコフを2-4名で一つ所持しているかどうか。これは以下の理由によるものであり、現在も同様の状況である：

- ① 2007年に国連が武器の輸入禁止(embargo)を設けた
- ② 大統領選挙後及びその後危機間に、milicia 及び自警団（警察が市民をかく題したため）が警察から武器を奪った。

現在、大半の milicia はガーナ方面へ逃げており、武器も同様に西へ流れて行った。他方で、市民の間に小型武器が出回っている事も事実。警察は銃は携帯していないながらも、催涙弾等を用いて治安維持にあたっている。ONUCIによる小型武器回収は少しずつ成果をだしているようである。なお、刑事(police judiciaire)は武器を携帯しているものの、例えば北部の警官など、必ずしも十分に銃器が無い場合、国軍(FRC)が逮捕時に警察を支援している。

2. 市民との関係

紛争前の警察と市民の関係は良好であったが、選挙後危機の際に警察が市民を守らなかった事（さらに、場合に寄ってはワタラ大統領派を迫害）により、信頼は失墜。また、2008-2011年の4年間に採用された警察（憲兵隊・国軍も同様）には、大統領、大統領夫人、内務大臣がそれぞれ希望者リストを提出し、実際に試験を実力で合格していた者は3%にも満たないと言われている。すなわち、基本的にはバグボ大統領と同じ民族の者であれば基準を満たしていなくても警官となることができた。この時期に採用された約4,000名の警官は、そのほとんどが危機後、西部に逃げたが、警察に残った者はその能力の低さ故に問題となっている。

【警察分野】

3. 他ドナーによる支援

(1) 仏

危機後今だ再開されていないが、仏における多様な研修があった。

(2) 中国

警察学校の教官が1ヶ月の研修に参加した。

(3) トルコ

教官研修をトルコにて実施。

4. その他

(1) 犯罪率

犯罪率は、選挙後危機後、徐々に低下している。警察のみならず、FRCが市内をしっかりと守っているためと考える。警察による犯罪も減りつつあり、これは公安(Inspection General)が機能しているためと考える。

(2) 警察長官

警察長官は選挙前後で変わっていない。東部出身で選挙時にどちらにも加担せず中立だったと言えそうであるし、警察官が非武装化されたため、加担する実行力も無かったとも言える。今の内務大臣及び大統領とも仲が良い。

(4) 南北対立

警察のみならず、どの行政機関にも、未だに前大統領派と現大統領派の確執が存在する。例えば情報局には前大統領派が多数残っており、よって、これまでの攻撃に関する情報が十分に大統領府と共有されておらず、未然に防ぐ事ができなかった。前大統領派は未だに同人の復活を期待しており、これが無理だという理解があと数年して浸透すれば確執は解消されると思う。現在真剣に職務に取り組んでいるのは現大統領派であることが多い。なお、北部勢力よりは、約6,000人が警察に統合されている。

【警察分野】

日時	2012年11月30日（金）08:30-10:00、於：GIZ
先方	1 Dr. Frank Bremer, Directeur 2 Ms. Sabine Midderhoff (justice) 3 Ms. Michaela Cveckova (police)
当方	佐藤、金田、宮本、藤山

1. 警察分野の協力概要

GIZ は主に犯罪予防を目指した鑑識能力強化に焦点を充てており、機材供与及び研修を実施している。なお、研修の場として Police Academy を活用しているに過ぎず、Academy を支援対象とはしていない。Police scientifique は新しく設立されたばかりであり、この分野への JICA の展開も歓迎する。

2. ドナー協調・他ドナー

2012年10月に治安セクター国家戦略が承認されたばかり。この実施のために Conseil National de la Securite（首相府、内務省、防衛省、ONUCI）が設立され、その下に作業部会が9つ設立され、行動計画(matrix)が策定されることとなっている。作業部会の設立作業は11月にも開始される予定であったが、CNS がプロセスを止めている。（同日の内務省との協議で、CNS の議長(Secretaire Permanente)が大統領をはじめとする政府レベルの承認を経るべく上げて以降、滞っているとの説明を受けた。）

警察分野のドナーとしては、GIZ、伊、土、モロッコ、西、米であるが、GIZ 以外のドナーの活動は主に各国への留学プログラムのみ。

3. 警察研修の現状等

現在、国家警察が独自に行っている研修は、基礎（導入）研修（2年）のみ。主に座学のみで実践的な研修内容はない。また大人数で実施しているためどの程度内容が浸透しているか怪しい。

それ以外には、ONUCI/UNPOL 及びその他ドナーが散発的に実施する短期の研修があるのみ。研修場所としては、ONUCI, Academy, Police HQ があり得る。

【警察分野】

仮に地方展開を考えるのであれば、州警察署(Prefectural Police)を活用する事も可能と考える。また、Regional Training Institute for Fight Against Drugs があり、今はより幅広い分野に対応しているが、支援しているドナーは現在 GIZ のみ（昔は仏及び UNODC）。

4. 研修分野におけるニーズ

■Academy で使用している教科書を改訂する必要がある。仏が報告書を作成の上、EU 案件を実施予定のため、照会するとよい。

■基礎（導入）研修：特に教科書の改訂

■継続研修：基礎的な内容なるも、現職となって数年後に再度、短期で（数ヶ月、GIZ の研修は 5wks）

■鑑識(CSI)

5. UNPOL 及び UNDP に対する評価

（1）UNPOL

人の交代が激しく、必ずしも引き継ぎがなされていない。（言葉を濁しつつ、必ずしも UNPOL を高く評価している訳ではないとの様子であった。）

（2）UNDP

連携した事がないため不明。実施機関を探しているのであれば GIZ を検討いただきたい。

6. その他

（1）小型武器

警察が非武装であることは事実。他方で小型武器は市民に出回っており、正確な数字の把握難しいが、「一家に一台」武器があると言われている。武装強盗は現在は減少傾向にあるが、一定程度発生している。ONUCI は小型武器回収を成功裏に進めているが（一定数の回収実績有り）、だからといって出回っている武器が十分に減ったとは言えない。GIZ としても小型武器回収委員会を支援している。

（2）その他

北部勢力から警察に統合された者は居ない。統合先は国軍のみである。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年11月30日（金）10:30-11:30、於：EU
先方	1 Mr. Bruno Pozzi, Chef de la Section Politique 2 Ms. Vania Bonalberti, Governance
当方	佐藤、金田、宮本、藤山

1. 警察分野への支援

- (1) カリキュラム策定：仏、伊の警察の支援を受けて実施している。
- (2) 警察署の建設
- (3) Police Academy：UNPOL と策定した案件で、仏が実施を名乗り出た。UNPOLは現在も独自で開発した教科書を用いて Academy にて基礎研修を実施している。

2. UNPOL

技術レベルは問題ないものの、連携する際には留意が必要。他方で警察関連の知見を有する唯一の機関であるため、UNPOL とともに活動する努力は必要と考える。

3. Gendarmerie

今回の組閣で内務省の管轄となったと聞いている。その場合、JICA として支援は考えないのか（内務省に確認の上検討する旨回答。なお、その後の内務省との協議で、まだ公式にそうなった訳ではないとの情報を得た。）

【その他】

司法分野は他の分野に比べ Mature と判断し、一般財政支援を実施予定との事。計 115mln EUR のうち、まず 55 mln EUR を、6 ヶ月ごとの評価を行い、指標に司法関係のものを含める。

PBF を活用した案件有り。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年11月30日（金）14:00-15:00、於：内務省
先方	1 Mr. CISSE Lancine, Controleur General de Police, DGA-Securite 2 Mr. Michel ROSIER, Conseiller Technique du Ministre
当方	宮本、藤山

1. 治安セクター改革における政府の優先課題：

- ① 刑事裁判が機能する事（これがないと治安の維持はない）
- ② 治安維持関連機関の近代化（特に市民との関係改善）

2. 警察分野への支援

コートジボワールの警察は紛争・選挙後危機後も組織として一定の統一性を保っており、ゼロから作り直す必要はない。紛争中に略奪された車両、機材が再度整備され、調書を含む書類の電子化及び多少の研修があれば、過去のように機能する警察に戻る事ができると考えている。

JICA が案件を実施する場合、財政支援型でも、国連機関経由でも、バイでも問題ない。他方で、UNDP 経由の警察関連案件はこれまでに複数あったが、必ずしも効果的な資源の使い方とは思わない。

3. Gendamarine

内務省の管轄下にすべく議論が行われている段階であり、正式に決定されたわけではない。他方で、国軍が対外的な防衛を担い、警察と憲兵隊が対内的な治安維持を担っている以上、後者2つを統合することは極めて自然な流れであり、防衛省は手放したがるらないが、遅かれ早かれそうなるものと考えている。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年11月30日（金）16:00-17:30、於：DG Police
先方	DIBI Koffi Bruno, DGA-Police Scientifique Diagouri Gnewa H, CAB/DGPN Gnepa Kola Philippe, CAB/DGPN Sikeli Lebato, CAB/DGPN Gnon Dede Jean Remi, CAB/DGPN Gossan Gossan S, CAB/DGPN Gue Goude Wilfied, D. CAB/DGPN
当方	宮本、藤山

警察としての優先課題は：

- ① 機材供与（車両、銃器、PC）
- ② 教官研修（特に教授法の研修）
- ③ 継続教育（現職警官の研修）対象は全警察官（約 18,000 人）

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年12月3日（月）08:30-10:00、於：UNDP
先方	1 Ms. Aissata DE, Deputy Country Director 2 Mr. Serge (JICA 案件担当)
当方	佐藤、金田、根岸、宮本

1. 警察の課題

- (1) 最大の課題は、市民の信頼回復。現状では警察よりも軍に対する市民の信頼が厚い。対応策として、メディアを通じたアウトリーチが必要。また最近、警察学校を卒業した約 200 名を難癖を付けて不合格として、特定の地域の出自の者を能力に関係なく採用したとされており、こうした行為も警察の信用低下の一因となっている。
- (2) 警察に必要なものは、第一に vision であり、如何なる警察となることを目指すのか、統一した vision を共有する必要があると感じる。これを踏まえ、包括的な人材育成計画を策定し、上司ではなく市民に accountable な警察を目指す必要がある。また、警察官になる基準も明確に確定され遵守されるべきである。
- (3) 採用時の導入研修は本来 2 年の者が 2002 年以降、半年のみとなっていることも問題の一つ。また継続研修の機会もない。(仮に JICA が研修の実施を検討するとしたら、と質したところ) 継続研修の方がニーズは高い。

2. 実施中の JICA 案件について【暫定進捗報告書入手】

- (1) 6ヶ月の緊急的なものではあったが、警察分野において極めて catalytic な役割を果たしたと言える。JICA による警察分野への介入をみて、他ドナーも同分野の重要性を認識した上、実際に同様の案件への資金提供を AU が行っている。
- (2) 西部に位置する警察署 6カ所を整備（事務所機材、無線機を供与）し、200 名の警官の研修をダロワ及びマンにてそれぞれ 1 週間実施した。研修は UNPOL が行い、教科書は UNPOL のもの（警察学校で開発されたもの）を活用した。研修内容は、人権、社会統合、市民とのつきあい方、性差に基づく暴力、児童保護など。

【警察分野】

- (3) 既存の UNDP 案件を活用する形で実施され、既に UNDP の人材がコミュニティに配置されている場所において、警官を配置、住民参加型の安全対策連盟(Coalition of Security)を設立、各地域における治安の問題を議論する場を提供した。各連盟では、治安状況の分析を踏まえた行動計画を策定、案件内でいくつかの行動を支援した。
- (4) AU は、同案件とほぼ同様の内容を首都近辺で展開する案件を支援している。唯一異なる点としては、ONUCI の PIU(Public Information Unit)を巻き込む事で、警察の課題である市民へのアウトリーチを強化した点である。

3. ドナー協調

警察分野のドナーは、自分が知る範囲では日本と AU のみ。ドナー協調に関しては、治安部門改革国家戦略が採択されてばかりであり、今週の CG 会合を経て実際に機能していく見込み。

4. 西部への介入

西部は、国境地域の不安定要因及び前大統領派の活動拠点であることから、引き続き国連の優先地域である。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年12月3日(月) 10:30-12:00、於：フランス大使館
先方	Ms. Juliette GOUDARD
当方	佐藤、金田、根岸、宮本、

1. 大使館と AFD のデマケ

司法(警察含む)分野に関する政策決定はあくまで大使館が行う。他分野は AFD に移管したもの(例：保健)もあるが、同分野は大使館が方向性を決める。

2. 警察分野支援

必ずしも警察学校への支援はしていない。アドホックに教官を配置しているのみ。仏にとっては、Gendamarie の優先度の方が高い。

支援が必要な分野としては、逮捕時の対応、刑事裁判の知識、法廷に提出する書類の作成など、逮捕から刑罰までの流れの一環をなす過程の中で警察が担う部分。

3. その他

市民レベル、各行政機関レベル、政治レベルなど、和解(reconciliation)はまだまだ十分に行われておらず、次の大統領選挙(2015年)まで、脆弱な治安・社会状況は続くと考え。2015年までの間に、各種改革の成果が市民の目に見える形で行われる事が何よりも重要と考える。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年12月3日(月) 14:00-15:30、於：米大使館
先方	Mr. Todd Coker Ms. Julie
当方	佐藤、金田、根岸、宮本、藤野、藤山

米政府として実施している Transition Assistance Package (2012-2014)では、①和解、②治安部門改革、③経済の回復を柱に据えている。警察分野に対する支援は殆ど展開していないが、研修・教育のアドバイザーを派遣予定。

警察は市民からの信頼がないが、加えて政府（大統領及び内務大臣）の信用も無い。これは、過去において特定の出自の者のみを採用した時期があったためである。伝統的に軍が国内の治安維持や法の施行を担ってきた経緯があり、これを改善する必要がある。

北部勢力より、2,000人が動員解除され、刑務官となる研修を受けたとされているが、こうした統合についても、明確な戦略が無く、市民の不安を煽っている。

治安部門改革国家戦略が承認され、国家安全委員会(National Security Council)が設立された。同戦略の実施に向け、6つの柱が特定され（国家安全保障、法の支配、民主的統治、経済ガバナンス、危機後の復興(DDR含む)、社会的側面）、担当する省庁が割り当てられた。内務省は来年1-3月にかけて警察改革戦略を策定予定と聞いている。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年12月3日(月) 16:00-17:00、於：国防省大臣官房
先方	Mr. Paul Koffi KOFFI, Ministre Mr. Arnold YEMOUE, Charge d'etudes (日本語できる)
当方	藤野、宮本

治安部門改革の観点から、過去数年を3つの段階にわけて考えている。

- ① 危機～2011年末：治安関係機関の解体・崩壊
- ② 2012.01～06/07月：規律強化、軍が占拠していた警察等ポスト奪還
- ③ ～06/07月以降：治安機関への攻撃への対応

最近政府が実施した治安部門改革関連の活動は次の通り：

- 通信機器及び車両の供与（十分ではないが、と日本にも支援要請有り）
- 制服を改定、軍・Gendamarine・警察の区別が一瞥で分かるようにした
- SSR 国家戦略を策定、国家安全委員会が設立された
- DDR を担当する Agency を設立(Fidele Sarassoro がヘッド)

警察に必要な研修内容：

- 共通基礎研修（人権含む）
- 軍と同様の規律(discipline)に関する訓練
- テロ対策（戦略的に重要な場所の特定・警護）
- サイバー犯罪

研修の実施場所としては警察学校があるが、Gendamarine の学校も活用候補として考えてはどうか。現在でも規律等の研修には警察や税関職員が受講にきている。なお、Gendamarine については、昇進に研修修了が必須とされているため、継続研修の制度が確立され、機能している。

警察は約 18,000 名、Gendamarine は約 17,000 名。北部勢力からは、それぞれ 300 名が統合された。既存の基礎研修は不十分である上、継続研修は UNPOL が実施するアドホックなものがあるのみ。

【警察分野】

面談議事録

日時	2012年12月4日(火) 10:00-12:30、於：Ecole National de la Police
先方	1 Mr. YAO Brou Alain, Directeur 2 Mr. SANOGO Yacouba, Intendant
当方	宮本

1. 導入研修

導入研修(警官になるための研修)は2000年まで位に関わらず2年であったが、その後法律改正があり、それぞれ9ヶ月、18ヶ月、24ヶ月と決められた。自分(校長)自身も2年の研修を受けており、正しい知識を身につけた、規律高い警官を作るためには最低2年必要であると感じている。内務大臣に対し、警察学校として2年を希望し、そのために必要な法改正を行う必要がある事を機会を捉え訴えているところ。

2. 継続研修

継続研修の必要性は強く認識している。地域によって、必要な研修内容は異なるため、各警察署に質問表を配った(注:回答はあまり得られていない様子)。現場のニーズに応じた研修を実施できればと考えている。また、教官を研修し、内陸部へ派遣することができれば効率的に継続研修を実施可能と考える。

3. インフラの必要性

質の高い研修を実施するためには、キャパシティー(インフラ)の問題を解決する必要がある。他方で、毎年何名を受け入れるかは学校ではなく、内務大臣官房の国家試験室(Bureau d'examen)が入試の結果決定する事となっており、学校側に決定権は無い。PNDによると、向こう3年間の新入生数は500人とされており、これが遵守されれば、インフラの問題は発生しない。

(面談後、学校施設を見学。特に教室(講堂)は電気、屋根等整備及び増設の必要性はある。寮は上記の通り、新入生数による。既存の設備はそのまま活用可能な状態。衛生施設は多少の改修が必要。)

【警察分野】

4. カリキュラム・教科書・教官

内容が古くなってきているため、UNPOL とともに更新作業に着手している。また、UNPOL によるアドホックは教官研修が実施されている。来年の授業からは、教官を公募し、十分な専門知識と規律のある人材を外部からも採用したいと考えている。

5. JICA に対する希望

- (1) 本邦研修：成績優秀者に日本の状況を学ばせたい。
- (2) 留学プログラム：日本の警察学校との交流ができれば刺激となる。
- (3) オンライン研修：制度が確立できれば研修実施の移動コスト削減となる。
- (4) 継続研修：教官研修、研修実施（内陸部への派遣コスト）、関連機材

6. 他ドナーの活動

EU が日本と同様に、ご用聞きに来たため、当方の要望は同様に述べたが、EU の支援内容がどうなるかは現時点では不明。それが判明するまでは、日本にお願いするインフラ部分もはっきりできない。

【司法分野】

① ONUCI (Rule of Law Division)

【日 時】 2012 年 11 月 29 日 (木) 9 時半～10 時 45 分

【出席者】 (先方) Ms. Francoise Simard (Division Chief)

Ms. Daniela Lupas (Reporting Cell)

Mr. Issa Thioune (Corrections Support Section, Support Cell to MOJ)

Mr. Issa Kone (National Judicial Affairs Officer, Support Cell to MOJ)

(当方) 佐藤専門員、藤野所員、金田、通訳

【入手資料】 1) Rule of Law Division, ONUCI 組織図

2) Judicial Sector Policy 2012-2015 完全版、仏語

3) Judicial System Evaluation Survey Report 2007 仏語

4) Access to Justice Round Table 議事録 2009 仏語

【協議概要】 下記のとおり

<ONU CI 概要・司法セクター全般>

- ・ ONUCI RoL Division 概要：62 名のスタッフ。うち、33 名が各地での Regional Office にて Co-Location の形で司法省（刑務所等）に対する技術支援を行っている。
- ・ 2004 年から 8 年間、司法省とよい関係を構築してきた。目指すべき方向性についても、特に前大臣とはよい関係の中、共有ができていた。
- ・ PND（国家開発計画 2012－2015）に沿った形で司法省による司法分野のセクターポリシー（入手資料 2）が 2012 年 4 月に承認された。
- ・ 2007 年に司法制度に関するアセスメントペーパー（入手資料 3）を作成し、これをベースに、翌 2008 年から各ドナーの協力を得た。ドイツや EU（18 million Euro）による支援を受けている。
- ・ アメリカは裁判所のリハビリテーションの支援を検討している。

<Judicial Sector Policy>

- ・ EU は専門家をコートジボワールに派遣し、セクターポリシーの策定にも協力した。
- ・ National Sector のアクションプランにおいて、3 年のプログラムなので、その中で、何がプライオリティかを絞り込み、実施に移していく必要がある。全体で 21 の Objectives があり、支援はまだまだ足りない。
- ・ これを実現するためのアクションプランを策定中であり、2017 年までの計画となる見込み。2013 年の予算計画については、閣僚評議会にて承認された。
- ・ 評価については、2012、2013 年、2014 年毎年、年末に全アクターを集めて何がなされ、何が今後なされるべきかをモニターする枠組みとなっている。評価のための指標などは現在準備しているところ。
- ・ 統計や司法アクセスなど様々な 이슈が含まれているが、現大臣の関心事は裁判所の

【司法分野】

- コンピュータによる事件管理導入と刑務所、警察署との連携である。
- ・ポリシーでは 15 の新しい Jurisdiction を設立することになっている。

< 司法分野における Donor Coordination Mechanism >

- ・司法省とドナーの間には、Coordination Mechanism がある。
- ・EU のプロジェクトの Steering Committee という形で関係ドナーとともに司法省や財務省など CI 側も参加して、年に 2 回ほど開催している。その下部にある実施部門 (Executive Cell) の求めがあればそれ以上の開催も可。(ToR の提供を依頼) 実施部門においては EU が Technical Support を行っており、Unicef や Croix Rouge も参画。ONUCI は実施部門にて業務を遂行する 3 人の National experts (チーフ含む) に給与を提供している。(3 年間のフルタイム) 実施部門の会議は毎週開催しており、給与を支給しているがゆえに機能している面はある。

< 刑務所 >

- ・危機後、刑務所はすべて機能しなくなった。現在、ブアケにある大規模な刑務所については、リハビリする計画があるが、まだ機能していない。ONUCI は現在、Co-Location プログラムによって、対応している。
- ・刑務所の能力強化は喫緊の課題であるが、同時に国としての刑務所や裁判所のスタンダードを設定する必要がある。
- ・囚人への食事提供がとりわけひどい状況にある。
- ・EU の 18Million Euro の支援の中で、Prisoners sans Frontiers などの NGO と連携して刑務所支援も実施。
- ・判事の任命 (Appointment) と Prison の設立が必要。

< Criminal Justice 、 Impunity の問題 >

- ・ONUCI では Human Rights Division が管轄。
- ・執行 (不処罰の問題) に関しては、ニーズはあるが、証言者保護や Legal Police など非常に複雑であり、支援困難な面がある。
- ・アメリカとドイツが専門家を派遣して支援しているようだが、情報共有が十分になされていない。

< Access to Justice >

- ・ギグロ (西部) では Access to Justice が大きな問題である。2 百万ドルの支援額で、フレームワークを設定して支援することを予定。(首相に提出したドキュメントを共有してくれる由)
- ・すべての弁護士はアビジャンにいる。

【司法分野】

- ・ International Community (UNDP、EU、Unicef 等) は、National NGO を通じて、2 年間で、全国 6 エリアに Legal Clinique を設立するというプロジェクトを実施してきた。
 (当方から司法省から本件について聞いた旨伝えると) 司法省から JICA に支援の依頼がなされたとすれば、それは本取組を政府が継続しようとしている証左であり、よいことである。
- ・ ONUCI は、Legal Aid 支援として、30 万ユーロをアビジャンの Bar Association に直接提供し、Bar Association が弱者に対する法律扶助を行う形をとっている。ただし、市民には十分に周知されておらず、2006 年～2007 年にかけて Legal Aid Office に来たのはわずか 50 人のみで、機能はしているが、限定的である。
- ・ 2009 年に行ったセミナーの議事録を共有する。

【司法分野】

②司法省との協議

【日 時】 2012 年 11 月 29 日（木） 11 時～12 時 30 分

【出席者】 M. Fodjo Kadjo Abo (Director de Cabinet), M. Hadj, (Head of Civil and Criminal Department), Mme. Jango Sanata (Collaborateur de la minister)
佐藤専門員、藤野所員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり

<司法セクター概況>

- ・司法セクターに関しては、危機後 1 年余りを経て、とりわけアビジャンにおいては、以前に比べ比較的満足いく状況になってきてはいるが、課題は山積している。
- ・危機の際、裁判所や刑務所は破壊され、9 年間機能していなかった。その状態から比べると、現在は少しずつ良くなってきている。
- ・司法セクターの近代化に向けた取り組みも行っており、商事裁判所 (Commercial Court) も 2012 年に設立し、機能している。
- ・しかしながら、多くの課題は残っている。
- ・紛争を適切に解決することは、多くの外国人投資家がコートジボワールに来て、経済が発展していくためにも必要。

<プライオリティについて>

- ・司法セクターポリシーペーパーの中では 21 の Objectives が設定されているが、なかでも（高等）裁判所と刑務所のリハビリ・建設が最優先事項である。
- ・ドナーは刑務所建設支援を敬遠しているが、他方で人権を尊重するよう提言される。現在は 500 人の囚人を 100 人のキャパシティしかもたない刑務所に収容しなければならない状況である。2011 年 11 月に 1,500 人を収容していたが、それから 1 年後の現在は 3,000 人を収容しており、倍増している。紛争前は 6,000 人の囚人を収容していた。このような状況では、国際水準に沿った、人権に対する十分な保護ができない。そのためにも刑務所建設支援は不可欠である。
- ・Access to Justice の観点からも、高裁の数が少ないため、大変遠いところからアビジャンまで来なければならない。大統領令により設立が決定している裁判所や刑務所も、まだ建設されていない状況にある。
- ・大規模な刑務所を各地に設置する必要がある。（コロゴ、アバンゴロ、アマン、そして南部にも）
- ・1999 年のクーデター以降、多くの危機を経験してきた。毎回危機が起こるたびに、刑務所が襲撃され、囚人が逃げ、その囚人が反政府勢力の兵士となり、警察署やジャンダレメリーを襲撃するという状況を繰り返してきた。
- ・危機の際に、車両なども破壊され、司法省には車がなく、例えば高裁所長にも公用車を

【司法分野】

提供できておらず、また囚人護送用の車両もない状況にあり、機材も必要。

<各種統計データについて>

- ・危機後は、Data がなく、現在、Department of Statistics and Informatics を新設して、整理することを予定している。
- ・危機前は手作業でデータ収集を行っていたが、現在もまだ秩序だった対応ができておらず、手作業でのデータ管理・収集もできていない。そのため、コンピュータ化導入を考えている。

(※データがないことは承知した上で、おおよその感覚としての事件数を聞いたところ、以下のとおり回答あり。)

- ・年間に裁判官が処理している件数は少なくとも 250 件。
- ・急ぎの事件が裁判官一人当たり週に 15 件ほど入っており、これを週に 5 件 (月に 20 件) 程度まで減らす必要があると考えている。
- ・現在、600 人ほどの裁判官がおり、人口比で、37,000 人に一人という状況。これを 10,000 人に一人くらいまで裁判官を増やすことが必要と認識。
- ・裁判および判決の質の確保のためにも、あまりに多くの件数を担当することはよくない。

<National Judicial Institute について>

- ・裁判官と検察官に対する研修を行っているが、現在は、民家 (Une Villa) を会場としているため、ニーズとは無関係に収容能力の観点から、毎年 15 人の研修実施にとどまっている。
- ・ここ 10 年間、毎年 15 人裁判官を採用している。ニーズは大きいため、人数を増加したいと考えてはいる。
- ・新任裁判官研修は 2 年間、そのほかに継続研修がある。

<その他>

- ・出生等の個人情報登録は内務省が担当。司法省はそれを監視する役割を担う。
- ・不動産登記は建設省が担当。
- ・現行登録システム (1998 年～) は古く、適切に運用されていない。紛争を減らすためにも、実際に活用される登録システムとなるよう検討する必要がある。土地紛争に関する訴訟件数を減らすように、適切な法整備も必要と考えている。
- ・Rural エリアにおいては、裁判に来る前に事前に調停を行っている。市長や酋長による伝統的なもので、公的な司法調停ではなくインフォーマルなもの。
- ・EU プロジェクトのステアリングコミッティ (Committee de Pilotage avec EU) においては、Abo 氏がチェアをしている。2012 年には 3 回開催した。12 月 11 日に次の会議が開催される予定。

【司法分野】

③開発計画省との面談

【日時】 2012 年 11 月 29 日（木） 14 時～15 時

【出席者】 M. Kouame Kouakou Lacina（Deputy Chief of Staff 副官房長）、他 3 名
佐藤専門員、藤山企画調査員、金田、通訳

- ・（日本の協力に対する謝意が示された後）セキュリティセクターについては、2012 年～2015 年 PND の中でも、重点 6 分野の一つに位置付けられており、セキュリティセクターは、コートジボワールの開発にとって重要である。
- ・危機および選挙後危機においてインフラが破壊されており、キャパシティビルディングおよび Institution 強化が重要。リハビリを行い、新たなインフラを構築する必要がある。また、警察車両などの機材も不足しており、必要。
- ・セキュリティの確立は何よりも重要であり、PND を進めるためにもまず必要となるものである。例えば、外国からの投資を誘致するためにも、セキュリティを確保することは不可欠である。
- ・Human Resource の能力強化も重要。武装解除後の統合により、警察に加わった者など、十分に訓練を受けていない者が少なくない。プロフェッショナルな Security Agent を整備することは、国のセキュリティにとって重要であるとともに、民主化促進のためにも、ひとつの軍隊を整備することが必要。また、警察官をきちんと研修して、対応できるようにしないと、市民からの信頼も得られない。
- ・司法分野は、警察や憲兵隊とも関係が深い。これらの分野における Expertise を持っているのであれば、セキュリティレベルの向上に資するため、ぜひ支援をお願いしたい。
- ・Transitional Justice、National Conciliation、Social Cohesion が重要。

<PND について>

- ・PND に関しては、2012 年 1 月に実施のための委員会をつくり、資金を集めて実施を進めている。2012 年 12 月 4～5 日にパリで実施される CG 会合において、Social Sector や Infrastructure などに対し、ドナー及び民間セクターより追加的な資金支援のコミットメントを受ける予定。セキュリティ分野についても議論ができ、UN の支援を受けている。
- ・首相が主催して 12 月 14 日に PND に関する会議が行われる。全国に 14 Districts あるが、それぞれのコミッティが PND を推進していく責任を負っている。各 District の下に Regions があり、地方レベルまで浸透していく形となっている。

<その他>

- ・現在、約 4 百万人の若者に仕事がない状況であり、これはセキュリティ面でのリスクでもある。したがって、セキュリティ分野は Social Sector における改善とも関係が深い。

【司法分野】

国防省は 73,000 人を武装解除することになるが、その後、仕事がないとセキュリティにおけるリスク要因となる。

- JICA は当セクターでどのくらいの規模（金額）の支援を予定しているのかとの質問があり。（未定と回答）

【司法分野】

④GIZ との協議（司法分野）

【日 時】 2012 年 11 月 30 日（金） 8 時 30 分～10 時

【出席者】 Dr. Frank Bremer (Director)、Sabine Midderhoff (Program Coordinator, Promoting Rule of Law and Justice in West Africa)、Michaela Cveckova (Project 担当, CI 警察能力強化)

佐藤専門員、宮本企画調査員 (DRC)、藤山企画調査員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり

<GIZ 支援活動>

① Judicial Sector Policy 策定支援

- ・ 司法省の政策文書として策定。実際の活動に落とし込んだ Matrix も整備された。(ローカルコンサルタントから入手したものが、司法省も含めた関係機関で Reform ペーパーとして活用しているもので、ONUCI から入手したものがドナー用)
- ・ ドナーコーディネーションは、MOJ が議長をしており、Department of Execution が担当している。(Ms.Kuno) これに加えて、Steering Committee もある。

② 人材育成支援

- ・ コートジボワールのみならず、地域を対象としたプログラムもある。
- ・ 2008 年の時点で、National Institute of Judicial Training (INFJ) が機能していなかったため、International Center for the Development of Rights (CIDD) を通じた育成を実施。
- ・ 裁判官・検察官に対する Initial Training は 2009 年以降 EU が支援。GIZ はそれ以前に支援。現在毎年 15 人が育成されている。カリキュラムの策定支援も行ったが、その後 EU が支援しているので、変更となっている可能性が高い。
- ・ Continuous Training (現職研修) は INFJ が実施。Financial Support を行っている。INFJ には、①裁判官・検察官養成校、②書記官養成校、③刑務所職員・外部ワーカー養成校、④継続研修校の 4 つの学校がある。
- ・ 継続研修に対して GIZ は裁判所運営管理や書記官長に対する 3 日間の研修コースを支援したことがあるが、今年実施されていない。また、裁判官に対する和解や刑事手続きに関するもの等 5 つの研修コースを CIDD を通じて支援。
- ・ 司法省から話があったという裁判官・検察官に対しての継続研修は、GIZ が支援しているものと同様のものであろう。予算が不足しているため、十分に実施できていない。
- ・ GIZ の Regional Program の対象国は、司法分野では西アフリカ諸国、警察プログラムではサブサハラアフリカ諸国である。

③ 裁判所等への機材供与

- ・ INFJ に対しては 2008 年に実施した。
- ・ 裁判所に対しては、マンとギグロの裁判所のリハビリテーションを支援。マンは終わっ

【司法分野】

て、ギグロは現在調達実施中。危機後の裁判所の状況について詳細は把握していない。

- ・コピー機や PC の供与に際しては、電気があることを確認すべき。裁判所なども停電もあるため、Manual での事件管理のほうが適当と考える。

④ 司法アクセス支援

- ・ NGO 女性弁護士協会 (AFJCI) を通じて、家族法など村人に重要なトピックに関し、Community のリーダーや法律関係者を対象に研修を実施。
- ・無料移動法律相談システムでは、2010 年から大きなトロリーで 11 都市を回り、Awareness 向上キャンペーンを行った。2013 年終了予定。(2013 年 1 月および 2 月に実施して終了)。他のドナーに引き継いでもらいたい。(Open to Collaborate with Other donors) 司法省には情報共有はしているが、司法省による特段のインプットはない。(トロリーは司法省を通じて供与)

⑤ 法律専門図書整備

- ・ National Document Center (CNDJ : 司法省の管轄下) に対して法律図書整備を支援している。法令や判例集を整備するとともに、2 人のハイレベルなコートジボワール人法学教授を活用して法律の解説書などの作成支援している。大学は教授がストをしているため、いまだにスタートしていないが、大学のレベルは高いと認識。
- ・ 地方の裁判官は Legal Information へのアクセスはない。Basic Stock を各裁判所に配置することを考えている。具体的な手法等は未定。

<GIZ の支援計画>

- ・ 年間計画を毎年作成しているが、単年度予算のため、プロジェクトの期間は 2 年間で最長であり、現在実施中のプロジェクトも 2013 年に終わる。(中・長期的支援計画はない)
- ・ 2013 年に調査団により評価が実施され、その結果も踏まえて、その後の支援計画が検討されることになる。

<司法セクターにおける優先すべき分野>

- ・ Law Reform Section (法改正セクション) におけるニーズは大きい。家族法なども含め、改正が必要な法律が多数ある。ただし、法律策定に関する政府の具体的な計画はない。
- ・ 予算があれば、インフラはニーズが高い。GIZ は予算が限られているため、支援できていない。研修ニーズもある。地方の研修センターや刑務所への支援はニーズが高い。

<事業実施パートナーについて>

- ・ NGO は International であれ National であれ、プロフェッショナルではなく、パフォーマンスの高いところを見つけることは難しい。モチベーションはあるが、求めている結果が得られるかどうかについては、かなり限界があると認識。

【司法分野】

⑤EU との協議

【日 時】 2012 年 11 月 30 日（金）10 時 30 分～

【出席者】 Bruno Pozzi（1 等書記官、政務担当（Chef de la Section Politique））

Vania Bonalberti（アタッシェ、ガバナンスプログラム担当）

佐藤専門員、宮本企画調査員（DRC）、藤山企画調査員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり

<EU の支援活動について>

- ・ 司法分野への 1,800 万ユーロの支援プログラムについては、2009 年の時点から ONUCI の Francois Sima（Law and Justice Division Chief）と連携して立ち上げを準備してきたもので、1 年前の危機の終焉を受けて、開始したもの。2015 年までのプログラム。
- ・ 戦略・計画策定支援から刑務所改修までソフトとハードの両面を支援している。
- ・ コートジボワールにおいては、プロジェクトアプローチではなく、Budgetary Support アプローチを採用。1 億 1,500 万ユーロの財政支援。そのための条件の一つとして、6 か月毎に進捗・達成状況を評価し、クリアできた場合に追加の資金援助がなされることになっている。次回の評価は 12 月に行われる予定。
- ・ 詳細については文書を共有するが、セクターポリシーの策定支援や、ヨーロッパの養成校との連携により、法律家養成校に対する研修の実施やカリキュラム策定などを支援している。
- ・ Access to Justice も主要課題のひとつであり、アビジャンの Bar Association を通じた支援や、6 か所の Clinique Justice の設立など、子供や女性などの弱者をターゲットに、ONUCI や National NGO 女性弁護士協会（AFJCI）などと協力して実施している。
- ・ Legal Aid 支援は 2013 年 1 月に開始する予定であり、現在、House of Lawyers を建設中。
- ・ ソフト面に加え、ハード面の支援として、危機の際に襲撃を受けたサンペドロヤマン、ギグロ、コロゴなどの刑務所のリハビリを実施。
- ・ Case Management の改善についても、ユブゴンパイロットコートとして支援を実施しており、全国に普及していくことを予定。
- ・ 加えて、囚人の健康改善など、刑務所の運営管理改善支援も行っている。
- ・ ドナー・コーディネーションは、3 年間の調整の末、司法省が主体で行えるようになった。JICA にもぜひ参加してもらいたい。
- ・ 短期専門家派遣による刑法改正支援も予定しているが、まだ開始していない。長期と短期の技術支援があり、刑法以外の法改正も促進しようと考えているが、まだ司法省との協議段階。
- ・ セクターポリシーのアクションプランが現在策定されており、ほぼ完成に近づいているが、その中で法改正計画も含めてポリシードキュメントよりも具体的な計画が示されると認識。

【司法分野】

- ・ 2015 年以降も司法セクターに対する財政支援を続けていく予定。

<実施体制について>

- ・ ヨーロッパの司法官養成校等、多くのパートナーがいる。刑務所関連の支援では、NGO 国境なき囚人や、未成年囚人に関する支援に関しては **Foundation Amigo**（スペインの NGO）と協力している。
- ・ 刑務所における支援は、敬遠されるが、特に少年犯罪者に対しては、識字教育など大変需要があり、支援の **Entry Point** としてよい。
- ・ リハビリや建設に関しては、建設会社と協力しており、他ドナーとは **Co-Finance** の形で事業実施もある（UNICEF や GIZ）。

<他ドナーの動き>

- ・ フランスは 2013 年 6 月から司法分野において、2,300 万ユーロ支援を開始する予定。
- ・ アメリカも 1,900 万ドルの支援を実施予定。ケースマネジメント等の支援が予定されていると認識。手続き上の問題から、**Co-finance** は一部で、それ以外は独自に行うことになっている。
- ・ 司法分野において 3 年前はドイツと EU しかおらず、**ONU CI** と協力して支援を行ってきた。危機後、司法分野においてフランスやアメリカも支援を開始することとなった。日本の協力開始にも期待している。

<司法分野概況>

- ・ 司法分野はコートジボワールにおける最も **Mature** な分野の一つ。ワタラ大統領も汚職防止なども含めて、本分野を推進している。
- ・ 新首相がどのようなスタンスをとるかはまだ確認できていない。
- ・ **INFJ** については、研修受講者の人数は一定していない。**INFJ** 傘下の各校では、研修でフランスの 30 年前のテキストを活用している。今後、ヨーロッパの各校が改訂する予定である。
- ・ **Bar Association** との連携は容易ではないが、機能はしている。525 人の弁護士すべてがアビジャンに住んでいる。**House of Lawyers** を建設して、修習生とともに、修習カリキュラムの支援や **Legal Aid**、必要に応じて裁判支援も行うことを想定している。
- ・ 弁護士に対する **Initial Training** に関しては情報が無い。

【司法分野】

⑥National Institute of Judicial Training (INFJ)

【日 時】 2012 年 11 月 30 日 (金) 14 時～15 時 30 分

【出席者】 Mr. Kouassi Brou Bertin (Director General、学長)、財務部長、4 校の学校長
佐藤専門員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり

- 【入手資料】 1) 組織図
2) カリキュラム
3) 設立文書 (大統領令)

<INFJ 組織概要>

- ・質の高い基本研修を行うことがミッションである。
- ・研修を行うための十分な施設や予算がないことが課題。6,000m²の新しいサイトを確保しているが、支払が終わっておらず、また施設改修も必要なため移転の目途は立っていない。全部で 15 億 FCFA の費用がかかり、4.5 億 FCFA の支払いが残っている。
- ・図書館、PC、IT ルームなどが資機材も必要である。
- ・INFJ は 2005 年に設立された。それまでは ENA (国立行政学院) の中にあった。
- ・4 つのスクール。裁判官・検察官校、書記官校、刑務官・保護官育成校、継続研修校・すべての講師はハーフタイム講師。実務家および大学講師。50 人ほど。
- ・アビジャンの中の 10 コミュンの一つであり最大の Yopougon に Institute の分室があり、そこでは刑務官に対する研修を行っている。

<実績等>

	裁判官・検察官 養成校	書記官養成校	刑務官・保護官養成 校	継続研修校
研修期間	2 年間	2 年間	2 年間 (刑務官は、 この中に一部軍での 研修期間も含む)	セミナー形式で 2～3 日、最長で も 5 日程度(新法 成立時等に開催)
生徒数	32 人(年 16 人)	107 人	刑務官 100 人、 保護官 43 人 (うち 18 歳未満を対象と する者：18 人)	最大で 40 人
費用/年	100,000FCFA	100,000FCFA	N/A	N/A
受給額 FCFA/月	180～267 千(研 修期間中、徐々 に上昇)	107 千 (バカロ レア出身)、126 千(大学 2 年卒)	N/A	N/A

【司法分野】

<カリキュラム・テキスト>

- ・カリキュラムは作成している。
- ・テキストは課題の一つであり、テキストなしで講義をしている。パソコンが一人一台あれば、それを活用して研修ができる。

<継続研修について>

- ・セミナー形式で、新しい法律ができたときなどに開催される。
- ・毎年、年間予定を策定するが予算がないため、十分に実施できていない。
- ・毎年一度はすべての者が現職研修を受講するようになることが目標。
- ・現在、年間で、裁判官・検察官に対しては 10 セッション (他の機関との合同研修も含む)、他の職に関しては、1～2 セッションを実施。うち刑務官に対するセッション 2 回は ONUCI と連携して実施。
- ・施設も資金もないので、ホテルの部屋などを借りなければならず、ドイツや ONUCI の支援を受けて実施している。

<新任研修>

- ・ GIZ が機材と資金を、ONU CI が技術支援、PC などの提供による情報室整備を支援。そのほか、EU や赤十字などからの支援もあり。
- ・フランスのリヨン司法官学校等とのパートナーシップもある。

<その他>

- ・中・長期的な計画については、外国のパートナーからの支援がいつ入るか次第のため、いつまでに何を行うという具体的な計画はない。
- ・韓国・インドが各 2 名の裁判官を、エジプトが 3 名裁判官を奨学金制度で留学させている実績あり。

<入試>

裁判官・検察官養成校は、4 年間の大学卒業者を対象に 4 セッションの入試を実施。750～800 人の候補者がいて、16 人のみが合格。財務的な制限もあるが、クオリティの問題もあるので、一気に増やせない。

【司法分野】

⑦Transparency Justice

【日 時】 2012 年 11 月 30 日（金） 16 時～17 時

【出席者】 Mr. Manla Laurent (Magistrat, President)

佐藤専門員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり

【入手資料】 1) Guide Pratique des actes de justice

2) “10 ans Activities”

<NGO の目的>

裁判官、弁護士、書記官など、司法制度において様々な決定をする人々と連携して、司法制度を内側から改革し、汚職のない、市民から信頼されるものを目指す。

経験、クオリティを確保する必要がある。

<NGO 組織概要>

- ・ 2003 年設立
- ・ スタッフは約 50 人である。ただし、汚職と戦う業務内容から、選抜してある程度の質を確保するようにしている。(人数像を目指すことはしていない)
- ・ 自身も脅しにあったことがたびたびあり、10 月 18 日には事務所が襲撃されて、パソコンなどが奪われた。4 年間で 3 回目。

<活動>

- ・ 不合理な人事異動に対する抗議の実施。
- ・ EU の Access to Justice のプロジェクト (Legal Clinique) にて女性弁護士協会 (AFJCI) とともに協力し、参加する警察官、裁判官、コミュニティリーダーなどに対する研修を担当した。
- ・ 決められた期日や時刻どおりに司法手続きが行われ、決定がなされることが重要であるため、そのモニタリングを行う。
- ・ 判決や裁判官の汚職などについて、市民に伝え、市民の権利を知らしめる活動を実施。
- ・ 市民向けの生活に密着した法的手続きについて記載したパンフレットを作成。(入手資料 1) 参照)
- ・ 活動詳細についての情報については、別途送付する。
- ・ 設立 10 周年となる来年は、7 つの活動を予定している。(入手資料 2) 参照)

<政府との連携について>

- ・ 新法を制定する際には、政府側から Public Hearing への参加を求められることある。

【司法分野】

<資金支援>

- ・ USA 大使館、CANADA、ONUCI、ノルウェー大使館、GIZ などから支援を受けており、司法分野における Major Actor として活動している。

<その他>

- ・ 裁判所は市民のニーズが高いところに設立されるべきである。
- ・ 600 人の裁判官がいるが、新任研修だけでなく、現職研修も質の高い仕事をするためには重要である。
- ・ 司法は社会との関係が重要である。独立した司法を認めることを政府は恐れている。経済発展にも影響する。EU によるイニシアティブのプロジェクトでは、一部の活動について実施の委託を受けている。

【司法分野】

⑧UNDP との協議

【日 時】 2012 年 12 月 3 日（月） 8 時 30 分～10 時

【出席者】 Ms. Aissata DE (Deputy Country Director)、

佐藤専門員、根岸職員、宮本企画調査員 (DRC)、金田、通訳

【協議概要】 司法分野については下記のとおり。警察分野は別紙。

【入手資料】 ①Legal Clinic 支援プロジェクトドキュメント

②Law on Access to Justice (ドラフト)

- ・コートジボワールにとって、警察・司法を含むセキュリティセクターは重要分野であり、JICA 調査団の来訪は歓迎。

<施設建設>

- ・特に司法分野に関しては、紛争に関連しており、チャレンジングでもある。施設などのハードだけでなく、研修なども課題。
- ・ギグロの裁判所は、EU の資金支援により施設はきれいになったが、裁判官がアポイントされておらず、機能していない。これは、裁判で有罪となった者を収容する刑務所がないことが原因である。

<Legal Clinic プロジェクト>

- ・ EU、ONUCI、UNICEF との合同のパイロットプロジェクトとして、全国 6 か所（ギグロ、ブアケ、サンペドロ、コロゴ、ボンドゥク、マン）に Legal Clinic を設置する取り組みを行っている（西部中心）。期間は 6 か月で、女性法律家協会（NGO）のスタッフがサービスデリバリーを実施する形。これらスタッフは法学修士号所有者だが弁護士ではない、いわゆる Para-Legal。（入手資料①プロジェクトドキュメント参照）
- ・ 土地問題や家庭内暴力の問題が多い。
- ・ ドナーだけでなく、政府が施設を提供しているところもあり、政府の Involvement あり、政府とよい協調関係がある分野のひとつ。
- ・ 実際に扱った件数は一つの指標でもある。

<Access to Justice について>

- ・ Bar Association への EU による Legal Aid 支援について、若い弁護士を刑務所へ送り、刑務所に入った囚人で支払能力のない者のみを対象に弁護支援を行っているため、件数は限定的と認識している。
- ・ 司法省の Legal Aid の担当 Division はアビジャンにしかないのが実態であり、そもそも囚人などの統計もない。
- ・ Law on Access to Justice の改定が必要であり、法案ドラフトは司法省内に共有されている。（入手資料②法案参照）現在、このドラフトを分析している段階であり、EU が専門家をリクルートして、支援することになっている。

【司法分野】

- ・ USAID も司法アクセス関連で約 2 千万ドルの支援を実施する予定。
- ・ 地方では、人々は Traditional Chief（伝統的酋長）による紛争解決しか知らないため、Traditional Chief を巻き込んでいくことが重要。

<Impunity の問題>

- ・ 逮捕されても、釈放されるケースが多くあり、問題はある。

<統計について Institute of Statistics>

- ・ 司法セクターだけでなく、多くのセクターで統計が取れない状況となっており、Institute of Statistics の強化は喫緊の課題。

<Magistrates の継続研修支援アイデアについて>

- ・ 国立司法研修所（INFJ）は Initial Training に集中している。
- ・ 中部・北部・東部の Magistrates を対象とした研修をやったが、まだ不十分であり、ニーズは非常に大きい。UNDP は専門家を来月から In-house として配置予定。その後、この分野での Entry Point を探る予定。
- ・ 具体的には、5 日間の研修を 2 回、計 77 名の Magistrates を対象に、それぞれ 2011 年 11 月、2012 年 3 月にアビジャンで実施した。研修講師はダロアの高裁所長、Attorney General などが務めた。これまで実質的に 10 年間継続研修は一切行われていなかったため、ネットワークも強化された。UNICEF などにも個別の講義を担当してもらった。

【司法分野】

⑨フランス大使館

【日 時】 2012 年 12 月 3 日（月） 10 時 30 分～12 時

【出席者】 Ms. Juliette Goudard (Attachee de Cooperation, Governance

佐藤専門員、根岸職員、宮本企画調査員 (DRC)、金田、通訳

【協議概要】 司法分野については下記のとおり。警察分野は別紙。

【入手予定資料】 C2D ドキュメント

<フランスによる司法分野の支援について>

- ・ 司法分野への協力は、C2D（債務帳消し開発計画）¹の6つの柱のひとつ。
- ・ **Transparency** が重要。
- ・ 司法分野、**Reconciliation** のためにも重要な、中心的分野である。
- ・ 司法分野の悪化の状況は危機的であり、センシブルでもある。
- ・ 2015 年までの契約で全体として 6 億 3 千万ユーロ。この中にはインフラ、保健、教育など様々なセクターが含まれ、そのうちの司法分野への投入が 2,300 万ユーロ。
- ・ 2013 年 6 月の開始を目指しているが、司法省からの提案が出てくるか次第。開始前に調査団による **Survey** を実施し、プライオリティを見極めていくことになるが、法曹（特に **Magistrates**）のキャパシティ向上や刑務所などのインフラ支援は重要と考えている。
- ・ そのほかにも刑事司法が機能するための支援や未成年者に関する司法支援、法律情報の整備・提供支援などが考えられる。
- ・ 警察分野とともに司法分野も、AFD ではなく、大使館が直接担当する。（AFD とは調達などの面で協力）

<コートジボワールの司法制度について>

- ・ 基本的にフランスと同じシステムを採用しているが、そのように機能していない。司法が行政から十分に独立していなかったり、**Specialized Courts** も機能していない。
- ・ **Magistrates** は法律情報にも十分にアクセスできず、厳しい状況に置かれている。若い **Lawyers** に関しては、紛争下で大学が機能していなかったため、能力強化が必要である。
- ・ 法学部の学生が十分なレベルに達しておらず、大学での研修等も必要。国立司法研修所からは、**Preparatory School** の必要性も聞いている。
- ・ **Magistrates** などの支援については、アビジャンの一審裁判所で行うことになるのではないかと思う。

<その他>

- ・ **Financial Partners** との連携は不可欠であり、司法省のリリヤン・コナンが中心になって

¹ 債務はいったん全額フランス政府に返還してもらうが、そのままその額をコートジボワールの開発のために支援するという形態。

【司法分野】

Coordination を行っている。重複なく支援を行っていくことが肝要。

- 統計がないことは大きなチャレンジの一つ。例えば、ヤプゴンの刑務所には 50～60 名の少年犯もいると言われているが、詳細はわからない。また、刑務所における拘留期間が長すぎるという問題もある。
- 2015 年の次の大統領選挙までに、時機を逸しないで具体的な成果・改善を示していくことが必要。2 月の地方選挙は、コートジボワール安定へのひとつの試金石になる。

【司法分野】

⑩USAID

【日 時】 2012 年 12 月 3 日（月） 14 時～15 時 30 分

【出席者】 Ms. Julie Childs, Senior Rule of Law Advisor, USAID West Africa

Mr. Todd Coker, SSR Coordinator

Mr. Benjamin Olagboye, Democracy and Governance Specialist, USAID CI

佐藤専門員、根岸職員、宮本企画調査員（DRC）、藤山企画調査員、金田、通訳

【協議概要】 司法分野については下記のとおり。警察分野は別紙。

<アメリカ支援の Overall Portfolio>

- ・ 司法分野におけるアメリカの支援は、①Legislative Strengthening（2013 年 1 月～）および②Capacity Development of Justice Sector（2013 年 4 月～）の二つのプログラムから構成される。
- ・ ①Legislative Strengthening プログラムでは、国会の 6 つの委員会への研修を実施するとともに、汚職防止にもつながる国家調達システムも含めた国会運営支援も行っている。
- ・ ②Capacity Development of Justice Sector においては、OTI およびアメリカの NGO（Social Common Ground、Transitional Initiative）を通じて、和解委員会の活動を支援している。また、事件管理改善のための支援も行うことが想定されており、基礎的な事件ファイル整備や透明性のあるプロセス実施などが中身。国家司法研修所に対しても USAID は協力している。
- ・ このほかに、NGO を活用しての Reconciliation、ADR 支援を 2013 年まで 4 年間にわたり草の根レベルで行ってきた。2013 年以降も延長する可能性あり。
- ・ インフラ整備やリハビリ、機材供与などは、アメリカの NGO である OTI を通じて 2013 年まで支援してきた。2013 年以降の予定は未定。
- ・ 2012 年～2014 年までは移行期支援と位置付けており、プライオリティは、①SSR、②和解、③経済改革である。
- ・ SSR のワーキンググループが SSR 戦略を策定しており、その中で、法の支配も含めた 6 つの柱を設定している。
- ・ Law Enforcement のアドバイザーが 1 月に USAID コートジボワールに着任予定。

<司法分野における課題>

- ・ 政府と市民の間に距離があり、この距離をいかに埋めるかが課題の一つ。
- ・ また、政府の能力強化をいかに進めていくかがもう一つの課題。組織としての能力強化と長期間に及ぶ立法能力の強化を国会機能の強化を支援することにより実現することを考えている。
- ・ アビジャンの刑務所（ヤブゴン）には 1,500 人のキャパシティのところに 3,000 人の囚人が収容されている。他の裁判所も似たような状況にある。

【司法分野】

① 高等裁判所

【日 時】 2012 年 12 月 3 日（月） 16 時～17 時 00 分

【出席者】 Mr. El Hadj Klofanhan N’Golo Daniogo、高等裁判所長

佐藤専門員、根岸職員、藤山企画調査員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり。

【入手資料】 高等裁判所処理事件実績

- ・ 基本的には、一審及び高等裁判所の二審制であり、高等裁判所が最終判決を出す。最高裁判所は法律の適用の是非についてのみ判断する。
- ・ 高裁はアビジャン、ダロア、ブアケの 3 か所にある。
- ・ 刑事部、民事部、商事部、社会（Social）部に分かれており、それぞれに 3 名の裁判官と 2 名の Advisors がいる形。
- ・ 高等裁判所における裁判では少なくとも 3 人の裁判官で裁かれることとなっており、3 つの刑事法廷、6 つの民事法廷、3 つの社会法廷、2 つの商事法廷に分かれており、それぞれに 1 名の裁判長、2 名の Conseil が配置される。
- ・ 判決の質の向上が課題である。
- ・ それぞれの法廷では毎週約 18 件の事件を扱っており、それぞれの裁判官が毎週 5 件以上を担当していることになる。PC も図書館もない中では処理が大変な数字である。
- ・ 法律は常に変わっていくものであるため、質の向上には、現職裁判官研修が必要である。高裁では週一回の勉強会を行い、裁判官同士の意見交換をしている。

【司法分野】

⑫ヤプゴン刑務所

【日 時】 2012 年 12 月 3 日（月） 17 時 30 分～18 時 30 分

【出席者】 刑務所長ほか 7～8 名

佐藤専門員、根岸職員、藤山企画調査員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり。

<刑務所概要>

- ・ 1981 年に設立。
- ・ 1,500 人キャパシティのところ、3,075 人の囚人を収容している。うち、判決確定前の拘留者は 1,204 人（男性 1,060 人、女性 65 人、18 歳未満 79 人）、判決確定後は男性 1,845 人、女性 17 人。
- ・ 12 ヘクタールの敷地に、8 棟が建っている。男性囚人のための A～C 棟、女性棟、少年棟、WS 等に使う研修棟、管理棟。
- ・ 167 人の職員が働いている。刑務所警備は、刑務所内部を警察（25 人）、ジャンダルメリー（12 人）が、外部を 170 人の軍が ONUCI とともにやっている。
- ・ 西アフリカ最大の刑務所。

<課題>

- ・ 携帯電話を使って、外部と連絡を取ることの防止。（事前申し出制となつてはいるが）
- ・ ドラッグや酒等の禁止物の持ち込み。
- ・ （フェンスなど、脱走を防ぐのに十分でない）老朽化した施設・設備
- ・ 非常連絡システムも無線機もない（緊急事態の場合には空砲で知らせている）。
- ・ 車両も 2 台しかなく、停電時のジェネレータもない。
- ・ 2004 年には、囚人たちに 1 週間の間水を配給することができず、困窮した囚人 3,000 人が脱走する事件が起こった。

<刑務所への支援>

- ・ Prisoners sans Frontiere や IGN などの NGO からの支援あり。
- ・ Medicin sans Frontiere（国境なき医師団：NGO）からの支援も以前はあったが、5 年以上途絶えており、現在は医療キットや薬もない。
- ・ UNPOL による支援あり。

<その他>

- ・ 未成年の囚人に対する教育プログラムについては、修理技術などを学ぶ機会があったが、現在では行われていない。他の職業訓練も資機材がないため、行われていない。

【司法分野】

⑬ 司法省

【日時】 2012 年 12 月 4 日（火） 15 時～17 時

【出席者】 Mr. Jean Fructueux BAKO, Directeur de Cabinet

Mr. Siaka FOFANA, Conseiller Technique ほか

佐藤専門員、根岸職員、藤山企画調査員、金田、通訳

<概要>

- ・ 司法省は、2012 年 11 月 22 日に、司法省と人権省の 2 省が統合して現在の司法省になっている。
- ・ 現在、セクターポリシーのアクションプランを策定している。Action のマトリクスがあり、個別のプロジェクトはある。PND に関連している。

<コールセンタープロジェクトについての説明>

- ・ まずは、アドジャンがパイロット。ただし、全国から電話することができる。
- ・ 物理的なオフィスとともに、コールセンターがあることで、実際にオフィスに行くことに加えて、電話でも相談・情報提供ができる。
- ・ 人権侵害などに関する情報を集めるとともに、それに対して対応することが重要。
- ・ 一審裁判所があるので、追加的なスタッフは不要。
- ・ 策定予定の Law on Access to Justice の枠組みの中に位置付けられる制度。
- ・ 1975 年に制定された現行法では、お金がない人は補助が受けられるという規定があるが、その通り機能していない。
- ・ 本プロジェクトについては、通信大手企業の MTN と交渉したが、実現しなかった。
- ・ EU の支援はこのプロジェクトとは何ら関係していない。

<その他>

- ・ 司法区画（Jurisdiction）ごとに裁判所を機材も、刑務所も含めて整備したい。
- ・ 司法手続きに関する費用も人々にアクセスできるものであるべき。

<この後、司法大臣と面談>

司法大臣からは以下の 3 つの理由から、上記コールセンタープロジェクトを実現したいという意向が改めて示された。

- ・ 地方には法曹がないなどの制限があるが、このコールセンターにより、遠隔地の市民も法律相談ができるなど、司法へのアクセスが改善する。
- ・ 市民は司法や警察を恐れており、電話という形態をとることで、不利益を受けないことを担保できる。
- ・ 裁判官の不正に関する情報提供が期待されるなど、汚職防止にも資する。

【司法分野】

⑭ 弁護士協会

【日時】 2012 年 12 月 4 日（火） 17 時 30 分～19 時

【出席者】 Mr. Adje Kacou Luc : 前弁護士会長（顧問 Conseil） ※会長は国外出張中

Ms. Bokola LydieChantal : 秘書

佐藤専門員、根岸職員、藤山企画調査員、金田、通訳

<課題について>

- ・ 弁護士会として認識しているコートジボワール司法分野における課題：
 - 1) 司法アクセスの問題。情報が無い。
 - 2) 司法手続きにかかる費用が高い。事件の登録費用などで最低でも 75,000FCFA がかかる。
 - 3) 法律が難しく、専門家でなければ理解できない。
 - 4) 1 審裁判所の数が大きな市にしかなく、分室（Section）で対応している。
- ・ 政府は、Legal Aid System を提供しているが、古く、多くの人はその存在を知らない。
- ・ 最初の判決が出るまでに 2 年から 3 年待たなければならない。その上で最終の書面での判決をもらうためには更に 2 年かかる。（この手続きは、金を払えば早めてもらうことができるという現状もある。（汚職の現状））
- ・ 控訴のためには、執行官経費が 50,000FCFA、手続き費用 40,000FCFA が更にかかる。
- ・ 1 億 FCFA の要求の場合、勝訴すれば 5% を支払う必要がある。うち、2.5% をまず最初に支払い、その後判決が出た際に、調整された残額を支払うという手続き。裁判所によって、率が異なるという現状がある。
- ・ 手続き法の解釈の問題も存在する。
- ・ 早く判決を出してもらうためには金を払う必要がある。

<弁護士会組織について>

- ・ 全弁護士 580 人がメンバーとなっており、うち 15 名が選挙で選ばれ、弁護士会となる。
- ・ ブアケには 3 人、ダロアには 2 人の弁護士がいたが、5 人とも危機の際に、アビジャンに移り、現在は全ての弁護士がアビジャンベース。
- ・ 弁護士会に対するドナーの支援はない。今年は EU と協議して、Legal Office を開く支援を受ける予定。

<法律扶助について>

- ・ Legal Aid Program (= Financial Support for the poor on legal procedure) については、司法省内に担当部署があり、申請を受け付けている。政府の負担により、Magistrate と執行官、弁護士が無料で対応してくれる。
- ・ 弁護士会は、毎年少なくとも 1 人 1 件は無料で対応する形で、本取り組みを弁護士会と

【司法分野】

して支援している。

- ・年 1～2 回、無料の弁護（刑事弁護）を行っている。
- ・毎年 1 週間の間、無料の Legal Advice を行っている。（アボボ市役所、ヤプゴン市役所、ブアケ、アビジャン裁判所）
- ・刑務所へのリーガルアドバイスを行うこともある。今後はきちんとこれらの取り組みを文書に整理したいと考え、司法省に提案している。
- ・弁護士会への政府からの支援は一切ない。毎年、17 万 5 千 FCFA が各メンバーにより拠出され、その合計額約 7 千万 FCFA を持って活動している。
- ・毎月 1 回程度のセミナーを行っている。自由参加（参加必須ではない）であり、フランスから講師に来てもらって、刑法に関する講義などをしてもらった。商業採番に関するものも行った経験がある。

<その他>

- ・国選弁護人について、刑事事件における重大事件については、国選弁護人制度がある。しかし、期日の 3～4 日前になってようやく裁判に関連する書類が司法省から送られてくるという状況にあり、また、地方での裁判の場合なども、司法省から交通費が支払われないなどの問題がある。
- ・弁護士になるためには、法学修士を取得後、大学が行う研修を受けて証明書を受領する。その後、裁判所における 2 年間の職業訓練が行われる。その後、最終面接を行い、問題がなければ弁護士となる。昨年は、622 人の候補者のうち、18 名が合格（例年、合格者数はおおよそこの程度）。以前は、4～5 人だったころもあるので、その時に比べれば改善されている。
- ・より良い資機材のある業務環境の確保と、研修内容については、倫理に関する研修や、汚職に対する対策が必要である。

【司法分野】

⑮軍事裁判所

【日 時】 2012 年 12 月 6 日（木） 8 時 20 分～9 時 20 分

【出席者】 Mr. Kessi Arge 大佐, 軍事裁判所検事

佐藤専門員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり。

<軍事裁判制度の概要について>

- ・ 軍事裁判所では、勤務中の兵士（及び警官）が行った犯罪を裁く。
- ・ Impunity を避けることが重要。
- ・ 兵士が犯罪を行った場合、憲兵隊（もしくは警察）により捜査がなされる。捜査結果書類が提出された後、判決が出るまでの所要期間は 10 日間。10 日間で間に合わない場合には、大統領に報告することになり、被疑者は一旦保釈される。
- ・ 軍事法廷は、1 名の文民裁判官と 4 名の軍人裁判官の計 5 名の裁判官で構成される。
- ・ 軍事裁判所は、大将（Generals）レベルを裁く部門、ハイレベルの軍人を裁く部門、一般兵士を裁く部門の 3 つに分かれており、それぞれに 1 名の文民裁判官及び 4 名の軍人裁判官がいるため、合計で 15 名の裁判官から成る。
- ・ 検察官は自身 1 人のみで、すべてを担当。大佐（Colonel）であっても、検察官として、大将（General）と同じ立場に立ってさばく。
- ・ 軍事裁判官の資格は、文民判事と同様で、法学修士を有し、司法研修を受けることが必要。国立司法研修所で受け入れるメンバーのうち、毎年 1 人が Military Magistrate である。（訓練の間は文民の立場になる。）期間は 3 年間であり、1 年目は理論研修を、残る 2 年は実践研修を受ける由。（自身が本研修システムで育成された一人目であり、その後 2 人が同じように受けて裁判官となった。現在、2 人が研修受講中。）
- ・ 現在の人数は、合計 50,000 人の兵士と警官をさばくには十分ではない。
- ・ 地方の事件があれば、調査に行かなければならない。証拠の確保のためにも検察官として急いで駆け付けなければならないが、車両がない。PC も不足している。1 台の車と 2 台の車両が必要である。
- ・ 判決後、5 日以内であれば、最高裁へ上告することができる。
- ・ 事件の種類：殺人や性犯罪などが 80%を占め、残り 20%が路上での警官等による収賄等。
- ・ 事件数：2010 年は 100 件程度。2012 年はこれまでのところ 56 件。
- ・ 書類としては、年間 2,000 件ある。

【司法分野】

⑩日本大使館

【日 時】 2012 年 12 月 6 日（木） 10 時～11 時

【出席者】 井上 進（大使）、胡摩窪 淳志（参事官）、徳若 正純（一等書記官）

佐藤専門員、根岸職員、藤野所員、金田、通訳

【協議概要】 下記のとおり。

冒頭、調査団より、資料に基づき、調査結果を報告後、意見交換。

（井上大使）

- ・セキュリティ分野は、コートジボワールにとって重要である。経済発展のためにも重要であり、昨日パリで行われた対コートジボワール支援国会合（CG 会合）においても、ドナー全体として治安分野の確保の重要性が確認されたところ。
- ・DDRに加え、治安機関の改革など進んでいない面もあり、戦略策定は遅くて総花的ではあるものの、「これから」が重要。
- ・大統領からは式典でお会いした際に、司法予算や設備が不足しているとの話があった。
- ・このほか、仏・米・UNDP 等の主要ドナーによる本セクターにおける支援の状況や、法律・法曹養成の現状などに関する質問がなされた。

（当方）

- ・法曹養成特に継続研修の制度化などの必要性について、補足的に説明。
- ・アフリカ部根岸職員から、今後について、6月のTICADに先立ち、3月のエチオピアでの準備会合を見据え、そこで何らかのコミットが日本としてできるよう、年内に方針を固めて、できるだけ早く具体的な支援を実施したい旨述べた。

（徳若 1 等書記官）

- ・本分野における日本の優位性やリソースの活用可能性に関して、如何に日本らしい支援ができるかとの視点でのコメントあり。
- 佐藤専門員より、日本らしい支援とは、先方政府の取り組みを自助努力により継続可能となるように支援していく形であると説明。（例えば、日本の法テラスの導入経験などは、司法省で導入しようとしている Legal Aid の参考になると補足。）

